







社会福祉法人 全国社会福祉協議会



新世紀の福祉社会を展望する ーその虚像と実像・

- 日 2000年8月1日(火)・2日(水) 羅期
- ■定 員 800名(定員になり次第締切)
- 間 10時~16時30分(2日は9時30分~15時30分)
- ■受講料 7.000円
- 場 日本教育会館(東京都千代田区一ツ橋) ■会
- ■主 催 財団法人鉄道弘済会

基調 講演

第1日

8月1日 (火)

択

誹

巫

10:15~11:45

社会保障・社会福祉の新体系を構想する

-生活者の視点からの提言ー

東京大学大学院経済学研究科 神野経済学部教授 直彦

(散称略)

13:00~16:30

地方分権時代の自治体福祉行政と 0 生活支援のゆくえ

宝塚市健康福祉部高年福祉課長 松藤 聖一

救護施設・育心寮施設長 丸木 憲雄

厚生省社会・援護局保護課長 字野 裕

(コーディネーター) 大阪府立大学社会福祉学部教授 毎治

13:00~16:30

社団法人呆け老人をかかえる家族の会・本部理 事・神奈川県支部代表、川崎幸クリニック院長 杉山 孝博

介護保険施行後を検証する

愛知県高浜市福祉部長 岸本 和行

利用者主体の視点は確立できたかっ

ナーシングホーム智鳥施設長 浜田 和則

(コーディネーター) 大正大学人間学部教授 橋本 泰子

13:00~16:30

知的障害者更生施設・ 八王子平和の家施設長 阿部美樹雄

自己決定を支える社会福祉実践とは

-福祉専門職の専門性を問う-

児童養護施設・羊ケ丘養護園 三浦

伸子 家庭養育相談室長 福山平成大学経営学部助教授(前)広島県福山市社協事務局次長

(コーディネーター) 明治学院大学社会学部教授 清--

第2日 8月2日

9:30~13:00

山口県副知事 大泉 博子

悟

了

福祉社会と利用者支援システム

- 契約時代における生活支援を目指して -

弁護士・医師・ 安司 慶應義塾大学法学部講師 児玉

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 松友

特別養護老人ホーム・ 亜紀良 サンメール尚和施設長

(コーディネーター) 日本女子大学人間社会学部教授 岩田 正美

永

14:00~15:30

人の痛みをわが痛みに

作家・天台寺住職 瀬戸内寂聴

- ■申込方法 ①郵便振替でお申し込みの場合 振替用紙に、住所、氏名、電話番号を、通信欄には勤務先名(施設 の場合は種別も記入)、希望の選択講座の番号(⑩~圓)、および手話通訳ご希望の有無を明記し、 お振り込みください。 (振替口座:00140-8-143594, 加入者名:鉄道弘済会 社会福祉部)
 - ②現金書留でお申し込みの場合 ①に準じ、必要事項を記入のうえ、受講料を添え、お送りください。
- ■申 込 先 財団法人鉄道弘済会 社会福祉部『社会福祉セミナー』係

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1 TEL:03-5276-0325 FAX:03-5276-0325

生活。福祉

No.530 May 2000

5



今月の表紙 季節のめぐみシリーズ② 「花菖蒲」

のもらいくよ 脚本が発きる人。

(東京コロニー障害者アートバンク登録作品より)

障害者アートバンクは、これまでの障害者 芸術運動とは異なり、障害者アーチストのも つ才能を活用することで、所得面を中心に社 会参加を促そうという新しい試みです。

現在、登録作家約380名、登録作品数 3,900点、使用点数約360点と年々その数は拡 大してきています。

CONTENTS

巻頭言「明るい長寿・福祉社会」の実現に向けて

神奈川県福祉部長 小野 康夫……2

特集I

平成12年度の生活保護

厚生省社会·援護局保護課

○第56次生活保護基準の改定	3
○実施要領の改正	8
○医療扶助の運営	4

特集Ⅱ

平成12年度における生活保護指導監査方針

厚生省社会·援護局監查指導課

詰	将棋·詰碁	40
水	脈·····	38
(○保護施設に係る指導監査方針	
	〇生活保護指導監査方針	

3

実現に向けて「明るい長寿・福祉社会」の



小野康夫神奈川県福祉部長

ます。 で五番目に低く、これらに対応する施策の充実が強く求められておりが予想され、また、合計特殊出生率も一・二八(平成十年度)と全国三番目に若い県ですが、それだけに今後は、急速に高齢化が進むこと三番目に若い県ですが、それだけに今後は、急速に高齢化が進むこと

面しております。 度も百億円ほどの赤字が見込まれるなど、かつてない厳しい事態に直転落は回避できたものの、二百九十三億円の赤字となり、平成十一年転落は回避できたものの、二百九十三億円の赤字となり、平成十一年

なるよう再編、整理しました。
にプロジェクトについて、福祉をめぐる激しい変化に対応する内容とがくり」、「保健・医療・福祉の人材づくり」、「福祉のまちづくり」の重政策課題「福祉社会の基盤づくり」に位置づけた、「地域ケアのしくみ政策課題「福祉社会の基盤づくり」に位置づけた、「地域ケアのしくみ」にあるよう再編、整理しました。

しを踏まえつつ、徹底した施策・事業のチェックを行い、三つの柱「身平成十二年度予算では、厳しい財政環境、重点プロジェクトの見直

また、今年は新しい世紀への橋渡しの年であり、二十一世紀の本格的な少子・高齢社会に向け、さまざまな課題の解決に着実な一歩を踏的な少子・高齢社会に向け、さまざまな課題の解決に着実な一歩を踏的な少子・高齢社会に向け、さまざまな課題の解決に着実な一歩を踏的な少子・高齢社会に向け、さまざまな課題の解決に着実な一歩を踏的な少子・高齢社会に向け、さまざまな課題の解決に着実な一歩を踏的な少子・高齢社会に向け、さまざまな課題の解決に着実な一歩を踏めて取り組んでまいります。

平成十二年度の生活保護

あるが、この改定の考え方につい 改定概要は[別紙1]のとおりで て以下説明することとしたい。 平成十二年度の生活保護基準の

生活扶助基準

(1)

基準改定率について

衡方式」により行った。 般国民の消費動向を総合的に勘案 改定は、従来同様、当該年度の一 して改定する、いわゆる「水準均 平成十二年度の生活保護基準の

て、標準三人世帯の改定率を〇・ たっての政府の意見表明である「政 終消費支出」の伸び率を基礎とし 府経済見通し」における「民間最 具体的には予算編成時に公表さ 平成十二年度の経済運営にあ

> 参照) 一%としたものである([別紙2]

本的な需要に対応するため、

人福祉施設、

(注)民間最終消費支出とは、主に、 民総支出の構成要素の一つであ 購入等は含まない。)を表わす国 出の総計(ただし、土地、住宅の 「サービス」を購入するための支 毎日の家計における「もの」や 民経済計算上の概念であり、国

(2)創設について 介護施設入所者基本生活費の

度の導入に伴い創設された介護老 こととなる。そこで、介護保険制 要については生活扶助で対応する ているため、保険給付対象外の需 給付対象となる需要にのみ対応し 後述する介護扶助は、 介護保险

(3)こととしたものである。 世帯人員別基準について

更を行っているところであるが、 置き、第二類経費を改定すること 費実態を勘案し第一類経費を据え 実態に合わせ是正を図るため、 それぞれの経費における現在の消 共通経費である第二類の配分比変 いては、一般低所得者世帯の消費 人的経費である第一類経費と世帯 世帯人員別の生活扶助基準につ

としたものである。 も消費実態を勘案し据え置くこと また、地区別冬季加算について

る

施設入所者基本生活費を支給する 対して、介護保険給付対象外の基 び介護療養型医療施設の入所者に 介護老人保健施設及 介護 助を創設することとしたものであ を受けることを最低限度の生活の ービスと同じ内容の介護サービス けるとともに、生活保護制度にお 者を介護保険の被保険者と位置付 との均衡の観点を踏まえ、被保護 又は医療扶助により充足されてい 困窮者についても老人福祉の措置 いて介護保険給付の対象となるせ たことから、一般国民の生活水準 に係る介護需要の充足が国民に権 険給付の対象となる介護サービス 内容として保障するため、 こと及び当該介護需要は従前生活 利として保障されることとなった 介護保険制度の導入に伴い、 介護扶助基準の創設について

厚生省社会・援護局保護課

その他の扶助基準について

(1)住宅扶助基準

平成十二年度においてもこの厚生 の改善を行った。 大臣が別に定める額について所要 の額とすることとなっているが、 厚生大臣が別に定める額の範囲内 並びに指定都市及び中核市ごとに、 ないような場合、別途各都道府県 代等については、一般基準で賄え 住宅扶助基準のうち、家賃・間 な基準について計上したものであ

(2) その他

改善を行った。 料金の状況等を総合的に勘案し、 また、出産扶助、葬祭扶助基準の 等を総合的に勘案し改善を行った。 の性格を踏まえ、それぞれの実態 各挟助については、これらの扶助 については、消費者物価の上昇率 生業扶助基準のうち技能修得費

> ることになり、したがって、現実 応じた控除額が実質的に手元に残

四 最低生活保障

被保護者に保障される最低生活

収入から控除される。

収入が、十三万七千八百五十円(東

て一例をあげると、一級地で就労 た水準となる。控除額の目安とし に消費し得る水準は控除額を含め

京都最低賃金日額の二十五日分相

の場合で、二万五千八百円が

構成、 と
「別紙3」
のとおりである。 度の最低生活保障水準を例示する 保障水準は、被保護者世帯の家族 つかの世帯を想定して平成十二年 より基準額に違いはあるが、いく なお、ここで示す額は、一般的 世帯員の年齢、 居住地等に

就労収入のある場合には、収入に 等に留意する必要がある。また、 費等が加算されること、及び家賃 等が例示されている金額以下の場 給食費の実費、通学のための交通 り、この他に必要に応じて、学校 合は、その実額が適用されること

[別紙1] 平成12年度生活保護基準改定の概要

Control of the Contro			(1級地-1)
	第55次 (11年4月1日)	第56次 (12年4月1日)	備多考
	331 7330 1320 131 131 131 131 131 131 131 131 131 13		【標準3人世帯基準額】
	円	円	33歳男、29歳女、4歳子
1 生活扶助基準			冬季加算(VI区×5/12)を
(1) 居宅(1類+2類)			含めた額を10円単位で
標準3人世帯	163,810	163,970	表示
(2) 期末一時扶助費 (居宅)	14,340	前年度同額	
【加算等】 妊産婦加算(妊娠6ヵ月以上)	13,970	前年度同額	
老齢加算 70歳以上			
(屠 宅)	18,090	前年度同額	
(入院・入所)	15,060	"	
母子加算			
(居 宅)	23,520	前年度同額	
(入院・入所)	19,600	"	



障害者加算			
障害等級1・2級			
(居 宅)	27,140	前年度同額	
(入院・入所)	22,580	阴平及四額 "	
重度障害者加算	,	"	
	14,610		
重度障害者家族介護料	12,250	//	
重度障害者他人介護料	72,000以内	72,200以内	
介護施設入所者加算		10,000	
在宅患者加算	13,440	前年度同額	
放射線障害者加算			
負傷又は疾病の状態にある者	43,290	前年度同額	
負傷又は疾病の状態に該当し	21,650	II.	
なくなった者			
児童養育加算			
第1子、第2子	5,000	前年度同額	
第3子以降1人	10,000	"	
介護保険料加算	-	保険料の実費	
人工栄養費	12,060	前年度同額	
入院患者日用品費	23,410以内	前年度同額	
介護施設入所者基本生活費	<u> </u>	10,000以内	·
入学準備金			
小 学 校	39,400以内	前年度同額	
中学校	46,000以内	"	
2 住宅扶助基準			
(1)家賃間代等	13,000以内	前年度同額	
(2)住宅維持費	年額121,000以内	"	
3 教育扶助基準			
小 学 校	2,150	前年度同額	
中 学 校	4,160	"	
4 出產扶助基準			
居 宅	193,000以内	前年度同額	
施設。	142,000以内	149,000以内	
	+入院料	+入院料	
5 生業扶助基準			
(1) 生 業 費	45,000以内	前年度同額	
(2) 技能修得費	60,000以内	61,000	
(3) 就職支度費	31,000以内	前年度同額	
6 葬祭扶助基準	176,000以内	179,000以内	大人の基準額
7 勤 労 控 除			
(1) 基礎控除 (上限額)	限度額33,560	前年度同額	
(2) 特别控除	年額152,600以内	//	
(3) 新規就労控除	10,600	"	
(4) 未成年者控除	11,700	"	
(5) 不安定就労控除	8,000	<i>"</i>	
Land Anna Company Comp			.1

[別紙2] 平成12年度生活扶助基準(月額) 標準3人世帯(33歳男・29歳女・4歳子)

SIL-July 157. (A)		平成11年度	亚洲外	改定率
級地区分 —	格差	十八八十尺	平成12年度	以上平
1級地一1	100.0	163,810 円	163,970 円)
1級地-2	95.5	156,440	156,590	
2級地一1	91.0	149,060	149,200	0.1.0/
2級地-2	86.5	141,690	141,830	0.1 %
3級地-1	82.0	134,320	134,460	
3 級地一2	77.5	126,950	127,080)

⁽注) 冬季加算(VI区×5/12) を含めた額を10円単位で表示。

[別紙3] 最低生活保障水準(月額)の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

	1級地一1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	176,970	169,590	162,200	154,830	142,460	135,080
生活扶助	163,970	156,590	149,200	141,830	134,460	127,080
第 1 類	108,070	103,200	98,340	93,470	88,630	83,760
第 2 類	55,900	53,390	50,860	48,360	45,830	43,320
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

⁽注) 1 第2類は、冬季加算(VI区額×5/12)を含む。以下同じ。

2. 夫婦子2人世帯【35歳男、30歳女、 9歳子(小学生)、 4歳子】

	1級地一1	1級地一2	2級地-1	2級地一2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	円 220,980	円 211,700	円 202,440	円 193,190	円 178, 9 50	円 169,670
生 活 扶 助 第 1 類 第 2 類	205,830 144,920 60,910	196,550 138,390 58,160	187,290 131,870 55,420	178,040 125,350 52,690	168,800 118,850 49,950	159,520 112,320 47,200
教 育 扶 助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住 宅 扶 助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

² 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る 水準としては、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。以下同じ。



3. 老人2人世帯【72歳男、67歳女】

	1級地-1	1級地一2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1919 (1919) 1919 (1919)	円	円	P-J	——— 円	円	円
世帯当たり最低生活費	150,570	145,440	138,570	133,520	121,550	116,630
生活 扶助	119,480	114,350	108,740	103,690	97,980	93,060
第二1 類	69,190	66,320	62,970	60,190	56,740	54,080
第 2 類	50,290	48,030	45,770	43,500	41,240	38,980
老齢加算	18,090	18,090	16,830	16,830	15,570	15,570
住 宅 扶 助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4. 老人1人世帯【70歳女】

	1級地-1	1級地一2	2級地一1	2級地一2	3級地一1	3級地一2
11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	円	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	108,990	105,730	100,730	97,560	87,460	84,400
生。活《扶》助	77,900	74,640	70,900	67,730	63,890	60,830
第 1 類	32,690	31,460	29,750	28,620	26,810	25,790
第 2 類	45,210	43,180	41,150	39,110	37,080	35,040
老齢加算	18,090	18,090	16,830	16,830	15,570	15,570
住 宅 扶 助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地一1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	円 200,940	円 193,720	円 184,730	円 177,530	円 163,550	円 156,330
生 活 扶 助 第 1 類 第 2 類	160,410 104,510 55,900	153,190 99,800 53,390	145,960 95,100 50,860	138,760 90,400 48,360	131,540 85,710 45,830	124,320 81,000 43,320
母子加算	25,380	25,380	23,620	23,620	21,860	21,860
教育 扶助	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
住 宅 扶 助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男(重度障害者)】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地一2	3級地一1	3級地-2
	円:	円	円	円	円	円
世帯当たり最低生活費	194,200	188,480	180,870	175,130	162,530	156,810
生活 扶助	127,200	121,480	115,760	110,020	104,310	98,590
第 1 類	76,910	73,450	69,990	66,520	63,070	59,610
第 2 類	50,290	48,030	45,770	43,500	41,240	38,980
障害者加算	27,140	27,140	25,250	25,250	23,360	23,360
重度障害加算	14,610	14,610	14,610	14,610	14,610	14,610
重度障害者 家族介護料	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250	12,250
住 宅 挟 助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

実施要領改正

(1) 世帯認定について

生活保護法上の病院の概念から
生活保護法上の病院の概念から
老人保健施設が除外されたことに
伴ら所要の改正(局第1の1の(5)、

〈解説〉 局第2の1) 「元を除っ

従前、老人保健施設については、

ろであるが、介護保険制度導入後 応することとし、旧老人保健法第 応することとし、旧老人保健法第

は介護扶助で対応することとし、介護老人保健施設は生活保護法上の病院としないものと整理した(介護保険法第百六条等)ことから、世帯認定及び実施責任の取扱いにせいて、「入院」とは別に介護老人保健施設への入所を明記したものである。

日から適用されることとなった。改正が行われ、平成十二年四月一とともに、保護の実施要領の一部

改正の概要は次の通りである。

見 で、 こまっとき ト 垂つ 長上る。 入所は従前どおり入院として捉え

なお、介護療養型医療施設への

現在、入院中の世帯分離の要件については、出身世帯員との血縁については、出身世帯員との血縁関係及び患者の様態に応じて入院関係及び患者の様態に応じて入院期間が六カ月、一年、三年等と定められており、老人保健施設及び療養型病床群等が介護保険施設となっても、同様に取り扱うこととなっても、同様に取り扱うこととした。

とによって平均入所期間が変化し、病床群が介護保険施設となったこっなお、老人保健施設及び寮養型

実施要領の改正

第五十六次生活保護基準の改正



り扱いとすることが考えられる。 るならば、今後病院とは別に介護 基本的性格が変容したと考えられ 保険施設であることに着目した取 救護施設等いわゆる生活施設入 生活施設入所中の世帯分離

所者

2 (8) ° 所者の世帯分離の要件に介護老人 福祉施設を追加したこと(局第1-

(解説)

変わりはない。 での特別養護老人ホームの場合と 分離の取扱いについては、これま 介護老人福祉施設入所者の世帯

るため、あえて併記することとした。 いに変更がないことを明らかにす が介護保険施設となっても取り扱 のであるが、特別養護老人ホーム あるため、改めて書く必要はない 福祉法上の特別養護老人ホームで 介護老人福祉施設はすべて老人

(2)実施責任について

前と変わりないが、次の二点を加 実施責任についても基本的に従

居住地のない介護保険施設入

えた。

けている者で、居住地のないもの が保護の実施責任を負うものとし の継続中、従前の保護の実施機関 た場合には、当該介護扶助の委託 が、所管区域外に転院又は転所し 型医療施設に入所し介護扶助を受

(解説)

(局第2-3の創設)。

実施機関が保護の実施責任を負う 機関となるが、所管区域外に転院 実施責任は、 ものとし、 の委託の継続中は、従前の保護の 又は転所した場合には、介護扶助 施設所在地を所管する保護の実施 ら新規申請があった場合の保護の 又は介護療養型医療施設入所者か 居住地のない介護老人保健施設 局第2の1の(2)に該当 原則として当該介護

によるものとした。

介護老人保健施設又は介護療養 とは想定しがたいことから、対象 とが想定され、介護扶助を行うこ は、当初は医療機関で対応するこ 転院、転所した場合であっても、 者から「要保護者」は除外した。 と同じ内容であるが、急迫の場合 また、局第2の2は、自発的に 局第2の2(医療扶助の委託)

扱いとすべきと規定しているが、 と認められるときには同様の取り 客観的に委託替えすべきであった

あるから、こうした条件を付けず 険給付を受けながら、併せて介護 の意向をできるだけ尊重すべきで 扶助を受けるものであり、 者は介護保険の被保険者として保 介護保険施設の場合には、 に介護扶助の委託が継続する限り 利用者 被保護

施設介護の場合であり、 なお、ここで規定しているのは 介護施設

ある。

実施責任を負うこととしたもので

はすべて従前の保護の実施機関が

する場合(他に確実な帰来先があ

る場合)以外は、

現在地保護の例

うことが規定されているため、 の保護の実施機関が実施責任を負 ねて書いていないが、ここでいう 三項及び第八十四条の三に、従前 養護老人ホームは、法第十九条第 ちろん当てはまらない。 また特別 を退所して在宅に移った場合はも 人福祉施設も含まれる。 「指定介護機関」には当然介護者 重

の新規申請

介護老人福祉施設入所者から

第2―8の創設)。 うべきであることを明記した る保護の実施機関が実施責任を負 た場合、 祉施設入所者から新規申請があっ 保護を受けていない介護老人福 当該施設所在地を所管す

(解説)

十九条第三項及び第八十四条の三 責任を負う旨の規定がある(法第 人ホームに入所した場合について 介護老人福祉施設又は特別養護老 介護扶助の委託又は措置により 従前の保護の実施機関が実施

保護を受けずに介護保険のみ (3)

旨を明らかにしたものである。 機関が実施責任を負うこととなる 施設所在地を所管する保護の実施 居住地と判断することとなるので 設は生活施設であるため、そこを 新規申請があった場合には、 き出身世帯がないものから保護の ないなど他に同一世帯と認定すべ に入所した者で、単身で身寄りが の適用を受けて介護老人福祉施設 同施

した。 とから、但し書きを入念的に規定 て実施責任を考えるべきであるこ 出身世帯がある場合には、 局第1 の規定に基づき、世帯認定と併せ 祉施設に入所している場合など、 なお、夫婦の一方が介護老人福

に至ったときの実施責任の特例に 十六条に規定がある。 ついては、介護保険法施行法第五 保険制度の施行後に保護を受ける 人ホームに入所していた者が介護 おって、措置により特別養護者

最低生活費について

の取り扱い 7 介護施設入所者の基準生活費に 介護施設入所者基本生活費等

の(2)のオ、 (解説) (5)

設された。 するものとして、生活扶助に新た な 及び「介護施設入所者加算」が創 に「介護施設入所者基本生活費」 含まれない日常生活需要等に対応 応することとなるが、介護報酬に る需要については、介護扶助で対 介護施設入所者に係る需要のう 介護保険の保険給付に対応す

変更するものとした。

場合には日割りによりその日から

嬂 るが、介護施設入所者のうち、老 用される。 したがって、 最低で月 れる者には、介護施設入所者加算 通で、各一万円、合計二万円であ に代わって三加算の施設基準が適 実態等を勘案し介護施設三施設共 基準額は、介護施設での需要の 母子、障害の三加算が適用さ

額二万円が介護施設入所者の最低

係る規定を整備した(局第6の2

は講じなかった。 入所者については、こうした措置 取扱いを講じているが、介護施設 退者について一五%の減額とする 様であることに鑑み、精神活動減 は、入院患者の状態像が極めて多 なお、入院患者日用品費の場合

たこと (課第4の66)。 費を施設基準に変更するものとし 合の基準生活費の取扱い カ月を超える場合には基準生活 短期入所の利用が月の初日から 短期入所が一カ月を超える場

生活費として保障されたものであ

の変更の取り扱いについては、 退所等があった場合の基準生活費 合には翌月変更とし、増額となる 原則として基準額が減額となる場 行の日用品費の取り扱いと同様、 月の中途で入院・入所又は退院・ 現

講じられている。

のである。

スの使い残し分を換算して振り替 内において利用枠が拡大されるほ 場合に次回要介護認定の有効期間 四カ月における利用が一定以下の である。しかし、特養の待機所と 則として要介護度五で四十日程度 え利用できるなどの特別な措置が るという実態に配慮して、前三、 して短期入所介護が利用されてい 系サービスの利用限度日数は、 介護保険においては、短期入所 利用しない訪問通所系サービ

えられるが、その場合には基準生 期間短期入所を利用する場合も考 **沿費を介護施設基準に変更するも** したがって、一カ月を超えて長

する取り扱いとされているが(昭 和五十八年度ブロック会議におけ 超える場合には翌月から居宅基準 に代えて入院患者日用品費を計上 現行でも、短期入所が一カ月を

利用が一カ月を超えたことを確認 ことができないため、短期入所の 変更することとしている。 して翌月から入院患者日用品費に ことがあっても事前にこれを知る る指導)、結果的に一カ月を超える

とは要しないこととした 基準生活費の変更し、調整するこ あっても、過去(前月)に遡って 当該月から変更することとした。 その日数が三十日を超えた場合で まで短期入所を連続して利用し、 月の利用予定が認められるときは、 ができるため、月の初日から一カ なお、月の中途から翌月の中途 介護保険料加算

第6の2の2のか)。 りは行わないことを規定した おいて納付すべき実費とし、 また、市町村間移動に伴う過誤 介護保険料加算は、当該納期に 日割

> 実施機関において行うこととした 納による精算を、移動後の保護の

> > 属する月から第一段階が適用され

(課第4の8)。

ないことから、納期月において実 に過不足が生じ、特に不足する場 とすれば、納期月において加算額 このため、毎月均等額を加算する 納付する義務を負うものである。 くまで当該納期に定められた額を されるものであり、被保険者はあ 月ごとなど) に按分した額を賦課 を市町村ごとに定める納期(二カ という概念がなく、年間保険料額 であるが、介護保険料には、月額 合には未納となってしまい適切で すれば、毎月均等額を加算すべき 本来、生活保護の基本原則から

が長期にわたることを見込むこと 居宅介護支援計画により予め利用

これに対し、介護施設の場合は、

こととしたものである。 して、納付すべき実費を加算する の保険料が適用されるが、新たに また、被保護者には、 第一段階

保護を開始したときは、開始日の

工

おむつ代の支給

割りについても、上記と同様の理 費を加算することとした。 応じて日割りを行うことなく 由から、保護開始日以降の日数に る。この場合の開始月における日 再算定された年額保険料から既納 按分した額が賦課されることとな 分を差し引いた額を未到来納期に 実

外した。

っても加算することは認められな 係る保険料については、請求があ いこととした。 ただし、保護開始前の滞納分に

なり、後者の場合は介護保険料加 る。前者の場合収入認定の対象と 務所が行うこととした。 を転居後の住所を所管する福祉事 算の対象となるが、これらの事務 るもので滞納分とは異なる。)があ ば追納の請求(納期の違い等によ 納があれば還付が、未納が生じれ 合には、転居前の市町村から、過 なお、他の市町村に転居した場

際に生ずる需要に対応するものと

は介護報酬に含まれることから、 施設入所者のおむつ代に係る需要 介護施設入所者を支給対象から除 おむつ代の支給について、介護

することとした(局第6の2の⑥ ら、これを考慮して、月の利用が 務が繁雑であり、また、まとめ買 のアの(カ)、(キ)及び課第4の6) るが、日割り計算するとすれば事 ては、おむつ代は介護報酬に含ま いをすることも考えられることか れていることから、本来利用して 期入所系のサービス利用者につい いる間は計上を要しないものであ 一分の一を超える場合に限り調整 また、居宅介護についても、 短

当該年金の収入認定 介護保険料特別徴収対象者の 収入認定について

されるものであるが、これらの者 等受給者については、当該年金か ら介護保険料が特別徴収(天引き) 月額一・五万円以上の老齢年金

Life and Welfare 2000.5

収入から天引きされた介護保険料 1の(4)のイ)。 を控除することとした(局第7の 定せず、収入認定において、年金 については、介護保険料加算を算

(3) もに、償還金を収入から控除する ろであるが、これに伴い、当該貸 こととした (局第7-2-3-ウ 付金が本年度から創設されたとこ 及び課第6―40並びに局第7―4― 付金等を収入認定除外とするとと 福祉資金において介護費に係る貸 として、生活福祉資金、 となる場合の当面の費用への対応 イ 介護費貸付金の収入認定除外 介護保険の保険給付が償還払い 母子寡婦

(5) 介護扶助の決定について

のア、課第7の14)。

収入充当順位

ら、医療費を介護費の次とし、 順位については、需要の安定性か 介護扶助の創設に伴ら収入充当 要否判定に用いる費目 介、医の順とした。 生

> ととした(課第7の4)。 住宅扶助の住宅維持費と同様、保 た。ただし、住宅改修については、 目について、介護扶助基準を加え 護開始時の要否判定に用いないこ 保護開始時における要否判定費

取り扱い 保護の要否判定に係る介護費の 概算介護所要額の算定方法

居宅介護

平均的に利用した場合の需要を用 限度額の管理期間の上限額を毎月 のサービスについては、区分支給 りの需要を基本とし、短期入所系 いることとした(局第8の2の仏 概算介護所要額による一カ月あた 介護扶助にかかる要否判定は、

限度管理期間の中途の申請であっ 理期間全体の六カ月をいう。支給 期間」とは、当該区分支給限度管 ても、現在の受給に係る区分支給 なお、 課第7の14にいう「当該

> した。 ら、局長通知でアとは別途に規定 護支援計画に記載されないことか 呆対応型共同生活介護は、 始期から終期までの六カ月を指す。 また、短期入所生活介護及び痴 、居宅介

の範囲以内で計上するものとした。 ら、上限額を十二で除して得た額 期間が十二月とされていることか 支給限度基準額に係る限度額管理 」 居宅療養管理指導 福祉用具購入については、 (ウ) 福祉用具購入 区分

限度管理期間の残りの期間でなく、 本人の申し立てに基づき、サービ 供者により報酬が異なることから、 であること、居宅介護支援計画に 記載がされないこと、サービス提 医師の指示に基づき行われるもの 居宅療養管理指導については、

(1) 施設介護

費を算定するものとした。 たりの施設介護サービス費及び食 要介護状態区分に応じた一カ月あ 施設介護については、当該者の

で上限額の範囲内で認定すること が基本となる。 ス機関及び主治医に確認したうえ

とした (課第7の15)。 意見を省略して差し支えないこと まで計上することとし、主治医の きによることは事務が繁雑となる 必要性が判断される場合には上限 ことから、過去の利用実績等から ただし、すべてこのような手続

養管理指導に係る介護報酬点数 (参考)介護保険における居宅療 医師又は歯科医師 月一回まで 九四〇点

管理栄養士 薬剤師 月二回まで 月1 回まで 五五〇点

歯科衛生士 月四回まで 五三〇点

技能修得費の拡充について

五〇〇点

支給条件を緩和するとともに、支 技能修得費の特別基準について



(解説) 第6の8の(2)のカ、課第4の70)。

(1) 趣旨

現下の不況による就職難において、稼働能力を有する世帯を就労に結びつけるためには、就職に役立つ資格取得を積極的に支援していくことが重要であり、ホームへいくことが重要であり、ホームへいくことが重要であり、ホームを投修得費の支給条件を緩和するため、おる分野への就労を支援するため、おる分野への就労を支援するため、たどもに、新たに教育訓練講座を支給対象とすることにより、当該世帯の自立の促進を図ることとするものである。

(2) 具体的改正内容

ア 支給条件の緩和

現行の規定では、「当該世帯の自

費の対象とした。

立を助長することが確実に見込まれる場合」とされているが、現下の就職難において、確実な就職見込みを条件とすることは著しく対象者を狭めてしまうことから、「当象世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合」に改め、

る。

受講する場合を新たに追加の条件となっている場合等に限定することとした。
イ 就労のための教育訓練講座をすることとした。

(原則として当該講座終了によっ労働大臣の指定する教育訓練講座する教育訓練となる雇用保険法第六十条の二に規定

と認められる場合には、技能修得て、当該世帯の自立助長に効果的のに限る。)を受講する場合であっのに限る。)を受講する場合であっのに限る。)を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と

該給付金を収入認定することとなの支給対象となる者については、当の支給対象となる者については、

对 象 者:雇用保険被保険者期間 (参考)教育訓練給付金支給制度

地域の一般世帯との均衡を失しな

い程度において必要最少限度のも

のでなければならない。

給 付 率:教育訓練の経費の八○

ただし、自動車運転免許につい

作定講座:三百一カ所の教育施設指定講座:三百一カ所の教育施設

証明書により申請給付手続:受講終了後、受講終了

都道府県知事承認の廃止特別基準の設定に関する

ろである(知事承認基準)。

Ξ

地方分権一括法の施行に伴い、地方分権一括法の施行に伴い、都道府県は市福祉事務所の行う保護の決定及び実施の事務について知事承認という関与ができないこととなるため、特別基準の適用条件について整理した。

営を確保するようにしてきたとこ的な公平性の確保など、適切な運原知事の判断にかからしめ、広域原知事の判断にかからしめ、広域原知事の判断にかからしめ、広域の承にないでは、保護の実施での承認を得た上で」として都道府の承認を得た上で」として都以上では、一定額以上のようにしてきたとこ

本年四月からの地方分権一括法本年四月からの地方分権一所村に対ない限り、都道府県は市町村に対ない限り、都道府県は市町村に対

(地方自治法第二百四十五条か

②具体的な処理基準を示した上で 用基準を見直し、①廃止するもの び知事の経由の義務づけなどの運 外の関与はできないこととなった。 求、③是正の指導、④代執行、以 る①助言、勧告、②資料の提出要 ら第二百四十五条の八まで)であ そこで、これまでの知事承認及

して次のとおりである。 収容基準生活費の一級上位基準 ①、②に該当するものは、 の承認(局第6の2の①のク) 主と

他人介護料(局第6の2のエの

£

家具什器費 (局第6の2の行) 放射線障害者加算の申請に関す の2の(2)のキ る都道府県知事の経由(局第6 こととなる。

住宅扶助基準(告別表第3の2) 局第6の4の①の大

転居に際して敷金の承認

(課第

住宅維持費(局第6の4の2)の

生業費(局第6の8の①のア) 技能修得費(局第6の8の2)の

預託による収入認定除外に関す 自動車の保有容認 及び3の12)

なお、特別基準設定の手続きと る知事承認(課第6の3)

生大臣が特別基準を設定するもの 福祉事務所限りとするもの、③厚

に整理した。

関からの情報提供に基づき、厚生 めたところである。(保護の実施機 は厚生大臣に情報提供するよう定 等を、局第6の10に3を加えると 大臣が個別に特別基準を設定する よる特別基準によりがたい場合に 加え、告示及び福祉事務所承認に ともに、新たに局第6の10の4を の認定に当たって審査すべき資料 して、福祉事務所による特別基準 た。 を見直し、次のような改正を行っ の、

1

(課第3の9 細な条件又は指示となっているも までもないもので、必要以上に微 の、②原理・原則から改めて言う あるが、これと併せて、①形骸化 しており廃止が適当と思われるも 施要領の改正が行われたところで

資産保有に関する生活用品の分 類の例示の見直し(課第3の8)

配電設備費の条件を削除(局第

四 その他

風呂桶の修繕費に係る条件を削 6の2の間のア)

施行に伴うものなど、大規模な実 入に伴うもの、地方分権一括法の 本年度においては、介護保険導 便所の設置費に係る条件を削除 (課第4の38) (課第4の14

費の支給(課第4の39 戸又は畳がない場合の住宅維持

7 改造する場合の費用(課第4の 配電設備を定額制から従量制に

網戸の設置に係る近隣との均衡 (課第4の62)

③例示が今日的でないもの等

「失業対策事業」等文言の削除(局 課第6の36、課第7の7) 第7の1の①のイ、課第6の24

訪問調査に係る定期訪問月の指 定 (局第10の1の2)

医療扶助の状況

医療扶助人員は昭和五十九年から 最近の医療扶助の動向をみると、

現在では、約七十八万二千人が医 療扶助を受給しており、被保護人 増加傾向に転じ、平成十一年三月 続いた減少傾向が平成六年度以降



(3)

生活保護法による医療扶助に

おける医療券様式を平成十二年

常時的確に把握し、当該患者に等処遇検討の基礎となる実態を帯との関係、他法措置との関係

員(約九十七万七千人)に占める 割合は八○・一%となっている。 また、予算額をみると、平成十二年度予算では医療扶助費は約六 千六百二十七億円となっており、 保護費負担金(約一兆一千九百四 保護費負担金(約一兆一千九百四 となっている。

二医療扶助運営要領等の改正

今回、医療扶助関連通知については、「生活保護法による医療扶助 運営要領について等の一部改正に 運営要領について等の一部改正に ついて」(平成十二年三月三十一日 社援第八百十四号厚生省社会・援 護局長通知)及び「生活保護法に よる医療扶助運営要領に関する疑 表のいて等の一部改正について」 (平成十二年三月三十一日社援保第 十四号厚生省社会・援護局保護課 中四号厚生省社会・援護局保護課 を通知)により改正したところで あるが、その主な改正の内容は次 のとおりであるので、取り扱いに 留意願いたい。

(1) 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及び介護保険法施号)が平成十二年四月一日に施号)が平成十二年四月一日に施行されることにより、従前の医療扶助による老人保健施設への入所が、介護扶助による者人保健施設への入所に移行すること等に伴い、老人保健施設について規定する部分等を整理しついて規定する部分等を整理しついて規定する部分等を整理し

(2) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)が平成十二年四月一日に施行されることに伴い、都道府県知事への協議等を義務づけている部分を整理し、また、治療材料の給を整理し、また、治療材料の給を整理し、また、治療材料の給を整理し、また、治療材料の給を整理し、また、治療材料の給を整理し、また、治療材料の給をを福祉事務所長による承認と整理した。

四月一日から変更することに伴い、従前の医療券様式についてい、従前の様式を前提とした診た、従前の様式を前提とした診

医療扶助の適正な運営

近年、被保護者の八割が医療扶助を受給し、また、保護の開始理由の八割が傷病であることからも由の八割が傷病であることからも明らかなように、医療扶助の生活保護制度に占める比重は大きく、その適正運営は重要な課題となっ

要がある。
要がある。
を図るとともに、さらには次の施を図るとともに、さらには次のたっては、各通知により適正な実

ける患者については、入院の必の 長期にわたり外来で受療を続う積極的に取り組むこと。

要性を含め治療の継続の要否を

(3) 医療扶助における通院患者に対し適切に療養指導を行うこと。 療養指導を行うこと。 のいては、レセプト点検により診療日数を把握し、診療日数が 診療日数を把握し、診療日数が 診療日数を把握し、診療日数が を変診回数を確認し、適正受診 を指導すること。



長期入院患者の需要、

出身世

平成十二年度における生活保護指導監査方針

厚生省社会・援護局監査指導課

であるが、その概要は、以下のと て具体的取り扱いを示したところ ける主眼事項及び着眼点について 社援第八百三十四号厚生省社会・ もに、「生活保護法施行事務監査 おりである 援護局監査指導課長通知)をもつ (三月三十一日社援監第四号社会・ に対する指導及び検査の実施にお 施行事務監査並びに指定医療機関 援護局長通知)及び「生活保護法 の実施について」(三月三十一日付 課長会議、生活保護関係全国係長 日に開催された社会・援護局主管 ては、本年三月三日及び三月十三 会議においてその概要を示すとと 生活保護法施行事務監査につい

> 基本方針 指導監査にあたっての

カーの四分の一が毎年人事異動の %となっており、現在は既に百万 対象となっているほか、査察指導 体制について見ると、ケースワー は九十九万六千人、保護率七・九 在の概数値によれば、被保護人員 加傾向に転じ、平成十一年八月現 厳しい社会経済状況の下、平成八 人を超えたものと推測される。 年度後半からは都市部を中心に増 てきたところであるが、不況等の 四年度以降、ほぼ横ばいで推移し こうした中、福祉事務所の実施 近年の保護動向を見ると、平成

> られるものの り組みが行われていることは認め となっている。 ど、実施体制の強化が大きな課題 の適正な運営に向けて熱意ある取 状況を見ると、全体としては制度 向にある一部の福祉事務所におい め、また、被保護世帯数が増加傾 験を有しない者が全体の三割を占 数に比して不足する状況にあるな て、ケースワーカーが標準的配置 また、福祉事務所の保護の実施

1 検査においても同様の事例につ 認められ、平成十年度において 十億円の不正受給が発見されて も四千六十三件、額にして約三 金の無申告等による不正受給が の無申告及び過少申告、各種年 いる。また、会計検査院の実地 依然として、毎年、就労収入

> ころである。 動等について問題が見られると 遇方針、病状把握、 ると、現業活動の基本となる処 ており、(平成十一年度厚生省実 として、文書による指摘を受け 状況を見ても、およそ五割のケ いて指摘がされている。 施分) その要因について検討す ースが不適切な取り扱いである 被保護世帯に対する指導等の 訪問調査活

え、その実施に当たること。 まえつつ、以下の事項に留意のう 指導監査はこのような現状を踏

福祉事務所の指導監査に おける重点事項

え、[別紙1]「都道府県・指定都市 査は、以下の事項を重点としたら 管下福祉事務所に対する指導監

員についてもケースワーカーの経

П

眼点」に基づき実施されたい。が行う指導監査の主眼事項及び着

なお、生活保護の指導監査に係

点ご留意願いたい)。 部修正部分もあり得るので、この 員会との協議において、内容に一 協議が整い次第、改めて通知する 権推進委員会に協議中であるので、 現在、当該基準について、地方分 処理基準)とするものであるが、 るに当たり、よるべき基準 公共団体が法定受託事務を処理す 及び着眼点」は改正地方自治法第 されたことに伴い、本「主眼事項 るための関係法律の整備等に関す 施行された「地方分権の推進を図 こととしている(地方分権推進委 る法律」により、法定受託事務と る業務は、平成十二年四月一日に 二百四十五条の九に定める、地方 - (事務

1 保護の適正実施の推進

面接相談に当たっては、懇切丁における助言指導及び調査の徹底ア 保護の相談・申請・開始段階

調査を徹底するよう指導すること。

被保護世帯に対する受給要件

所としての保護の要否についての対する扶養能力調査等、福祉事務調査、病状把握及び扶養義務者に

引き出し生活保護制度上の権利、引き出し生活保護制度上の権利、引き出し生活保護制度上の権利、裁務の周知の徹底を図るとともに、相談内容及びその結果については、利談党容別が逐次点検するなど、相談業務が担当者任せにならないよう指導すること。

行政部局との連絡体制など生活歴、家の窓口につながるような体制づくりについても指導すること。

また、民生委員との連携、

他の

活動等の推進

の恩給関係担当部局等への関係先会社、社会保険事務所、都道府県たうえでの、金融機関、生命保険たうえでの、金融機関、生命保険たうえでの、金融機関、生命保険の恩給関係担当部局等への関係を含む)、

ア 資産及び収入の把握の確保と指導援助の推進

被保護者に対し、収入申告書の定期的な提出を行うよう指導の定期的な提出を行うよう指導の定期的な提出を行い、適正に応じ関係先調査を行い、適正な収入認定に努めるよう指導すること。

なお、課税調査については一条点検により実施し、その結果について収入申告書の内容と照については、その受給権の有等については、その受給権の有無及び受給状況を適切に把握するよう指導すること。

また、扶養能力調査については、事務効率化の観点も踏まえは、事務効率化の観点も踏まえいて、重点的に調査を行うよういて、重点的に調査を行うよう指導し、特に被保護世帯から転出した成人した子や生別母子世出した成人した子や生別母子世出した成人した子や生別母子世出した成人した子や生別母子世

処遇方針の樹立と計画的な訪問の、でする場合には、実地に調査すはする場合には、実地に調査するよう指導すること。

的になっている傾向がある。
が当該ケースに対し、どのようが当該ケースに対し、どのようが過立の前提となる実態把握や本となるがであるが、処遇方本となるものであるが、処遇方が過ごの前提となる実態に関する。

う指導すること。 目的を十分認識して実施するよ 随時訪問するとともに、調査の 被保護世帯の状況変化に応じて 問予定を漫然とこなすことなく に実行することはもとより、訪 当初に計画した訪問予定を確実 方、訪問調査活動は、年度

すること。 格付を高位に付け訪問頻度を高 要するケースについては、訪問 する稼働能力の活用等に指導を とともに、稼働年齢層の者に対 らわれることなく、実態把握に める等の措置を講ずるよう指導 必要な訪問調査活動を実施する があることから、訪問格付にと 活実態等を早期に把握する必要 特に、保護開始時にはその生

生委員等から生活状況等を聴取 ることはもとより、世帯員、 帯については、世帯主の来所時 に不在理由等その実情を聴取す なお、訪問時の不在が続く世

> 導の徹底 ウ 稼働年齢層の者に対する指 内面接を行い、生活実態の把握 するとともに、可能な限り家庭 に努めるよう指導すること。

導すること。 のため、時機を逸することなく の徹底を図り、早期の自立助長 助長、生活習慣形成等への指導 積極的な指導援助を行うよう指 報告書の徴取、公共職業安定所 援助を図りつつ、求職活動状況 能な者に対しては、就労意欲の 討すること。その結果就労が可 訪問による生活実態の把握、主 への同行訪問等による就労指導 い、就労の可否について十分検 治医訪問等による病状調査を行 稼働年齢層の者については、

と考えられる者に対しては、必 稼働能力を十分活用していない 数又は就労時間が少ないなど、 っても、病状等から見て就労日 また、稼働している場合であ

> うなど積極的な増収指導を行う よう指導すること。 もに、必要に応じ転職指導を行 を増加させるよう指導するとと を行い、就業実態を的確に把握 要に応じ就労先等の関係先調査 のうえ、就労日数及び就労時間

検討すると、訪問調査による生 ものであるが、その発生要因を 等の無申告又は過少申告による る。不正受給の多くは稼働収入、 各種年金・保険金収入、預貯金 として措置したものは、四千六 十三件、約三十億円となってい 平成十年度において不正受給 不正受給防止対策の徹底

び課税状況調査等の点検により 内容審査を徹底し、福祉事務所 求めるとともに、関係先調査及 義のある場合は申告者に説明を ついては、収入申告内容に疑

う指導すること。 徹底等、不正受給を行ったケー 能力を有する場合の活用指導の 及調査(原則として五年)、 預貯 は、発見時点における収入の溯 た、不正受給を発見した場合に 対処するよう指導すること。ま ては文書指示を行うなど厳正に の指示に従わないケースに対し スに対して厳正な対応を行うよ 金等の関係先調査の実施、稼働

の充実 (2) 要援護世帯に対する指導援助

世帯が保護受給世帯の大きな層を 形成している。 高齢者、傷病・障害者等要援護

きないケースが大半である。 けではその需要を満たすことはで 付するといった所得保障の対応だ にわたっており、単に保護費を給 これらの世帯の需要は多岐多様

な事例が少なくない。

取及び申告内容の審査が不十分 活実態の把握、収入申告書の徴

保する観点から、その世帯の需要 を的確に把握し、他法他施策の活 ついては、的確な指導援助を確



(3) 組織的な運営体制の確保い対応に努めるよう指導すること。 関係機関との連携を密にした幅広関係機関との連携を密にした幅広

ア実施体制の確保

ケースの処遇及び事務処理等指導 適正な職員配置についての

に支障を来さないよう査察指導員、ケースワーカー等の適正な職員配置に努めさせるとともに、職員配置に努めさせるとともに、相談業務についても、経験豊富な担当者を配置し、要保護者が必要とする援助や情報を的確に必要とする援助や情報を的確に必要とする人間を確保するよう

礎的な研修や現業経験のない査新任ケースワーカーに対する基

なお、処遇困難ケース等問題を

特に、生活保護の適正実施を 傾向にある福祉事務所において は、査察指導員、ケースワーカ ーが不足することのないよう、 保護動向を踏まえた職員配置に ついて特に配慮するよう指導す ること。

のための指導援助のための指導があった。

では、 一定割合を占める状況にあることから、職員や現業経験のない査察指導 は、一定割合を占める状況にあることから、職員の職務能力の を持向上を図ることは、生活保護 の適正な運営を確保するうえで である正な運営を確保するうえで であることは、生活保護

をとともに、福祉事務所におけるとともに、福祉事務所における職場内研修の実施や県外研修 の積極的な参加を指導するな ど、関係職員の職務能力維持向 上のための指導を行うこと。 計画的な運営管理の推進

針を作成し、これを福祉事務所に福祉事務所を具体的に指導する指福祉事務所を具体的に指導する指 毎年、管内の保護動向、前年度 毎年、管内の保護動向、前年度

務所は当該指針を踏まえ、事務所 として取り組むべき問題点、対処 方針等を具体的に盛り込んだ運営 方針等を具体的に盛り込んだ運営 方針及び事業計画を策定し、これ に向けて全職員が一体となって組 に向けて全職員が一体となって組 に向けて全職員が一体となって組 を、個別ケースの検討を通し て、福祉事務所が抱える問題点を 把握し、その問題点の是正改善を 把握し、その問題点の是正改善を 指示するとともに、自主的内部点 検等により、積極的に取り組むよ う指導すること。

抱えるケースの取り扱いについて は、ケース診断会議を積極的に活 は、ケースシーカー等全職員 が一体となって、問題解決に取り が一体となって、問題解決に取り にないであるよう指導すること。

導すること。

ウ査察指導機能の充実

いない福祉事務所の実態を見ると、査察指導機能が十分発揮されて

業務の進行管理が十分行われていないことから、現業活動がケースないことから、現業活動がケースがされないケースが生じたり、年がされないケースが生じたり、年金等の申請手続きの遅れ等保護の決定実施の基本的な面に各種の問題点が生じることとなっている。 ついては、本庁において「査察指導台帳」の作或等を盛り込んだ

4 医療扶助の適正運営の確保

必要に応じて主治医及び嘱託医の必要に応じて主治医及び嘱託等を的確の処遇に当たっては病状等を的確の処遇に当たっては病状等を的確

定するよう指導すること。

体的に検討し、必要な是正改善の

また、ケースワーカーが被保護 者の病状等を把握するために、レ セプトを常時活用し得る状態を確 せプトを常時活用し得る状態を確 検を行うとともに、在宅での療養 の実態を把握し、生活指導、就労 の実態を把握し、生活指導、就労

合状況について確認されたい。医療券交付処理簿とレセプトの照務所に対する指導監査において、変更されることから、管下福祉事変更されることから、管下福祉事変を表示で対する指導監査において、

当たって留意すべき事項三 福祉事務所の指導監査に

取扱指針等に照らし、個別かつ具営実施に係る適否を関係法令及び生活保護法施行事務監査は、福祉生活保護法施行事務監査は、福祉

措置を講ずるとともに、これらの 検討過程を通じて関係職員の職務 能力の向上を図り、さらには福祉 事務所の組織的な活動を助長する という、生活保護行政の適正かつ という、生活保護行政の適正かつ

たい。
たい。
たい。
たい。

課題である。 課題である。 課題である。

維持向上に努めること。の実施等により、その職務能力のの実施等により、その職務能力のる研修、福祉事務所での現任訓練

イ 本庁の行う指導監査の実効性 イ 本庁の行う指導監査に 職員それぞれが管下福祉事務所に 対する指導監査に当たっての課題 だついて十分な議論と意思疎通を だい、共通認識のもと指導監査に 当たることが重要である。

一ついては、監査の事前検討、復命会の実施等による監査結果の分命会の実施等による監査結果の分析、是正改善の指示、今後の指導 大針の策定等の一連の過程において、幹部職員を含めた組織的な協 、幹部職員を含めた組織的な協 で、幹部職員を含めた組織的な協 で、幹部職員を含めた組織的な協 で、幹部職員を含めた組織的な協 で、幹部職員を含めた組織的な協 なとともに、特に管内保護世帯の るとともに、幹部職員が自らその に対しては、幹部職員が自らその に対しては、幹部職員が自らその

本庁の指導監督担当職員にお組織的運営体制の整備について

確な指導監査の実施について② 福祉事務所の課題に応じた的

動向等を踏まえて指導監査の実施の監査結果、是正改善状況、保護要綱を定め、各福祉事務所の過去要組を定め、各福祉事務所の過去を開いる。

計画を策定すること。このため各福祉事務所毎の「指導台帳」を整備すること。また、指導監査の実施に当たっては、単に個別ケース施に当たっては、単に個別ケース務所の抱える問題点に応じて、組務所の抱える問題点に応じて、組務所の抱える問題点に応じて、組務の運営体制に関わる事項、本庁制度運営の全般的な状況にわたり、必要な確認と指導を行うことによ

善指示について

(3)

指導監査結果に基づく是正改

り指導監査の実効を期すこと。

指導監査の結果判明した問題点の解決のためには、関係職員全ての解決のためには、関係職員全てが福祉事務所の抱える問題点や現状を十分認識し、事務処理の円滑状を十分認識し、事務処理の円滑状を十分認識し、事務処理の円滑状を計て取り組むことが必要である。挙げて取り組むことが必要である。挙げて取り組むことが必要である。を設ける等共通の問題意識を持つを設ける等共通の問題意識を持つを設ける等共通の問題意識を持つを設ける等共通の問題意識を持つない。

ほか、

各福祉事務所において、所

務所職員の倫理等の研修に努める

夫を行うこと

導の徹底を図ること 的に組織的な改善が図れるよう指 対しても十分な説明を行い、効率 題の所在によっては市の理事者に 具体的な改善方策を指示すること。 別ケースの指摘のみに止まらず、 在を十分認識させるとともに、 問題発生の要因を確認するととも ては、生活保護運営上の問題の所 監査結果の是正改善の指示は、 さらに、所長等幹部職員に対し また、 その問題の所在を明らかにし 福祉事務所に対する指導 個 間

4 小規模福祉事務所に対するき導の循距を図ること

め細かな指導上の配慮について

を保護世帯数が二百世帯以下の を保護世帯数が二百世帯以下の をは、毎年の人事異動により大いでは、毎年の人事異動により大いでは、毎年の人事異動により大いでは、毎年の人事異動により大いでは、事務処理がケースワーカー が経験の浅い職員となることに かえ、事務処理がケースワーカー 任せになるなど、生活保護制度の

い現状にある。

ついては、個々の職員の執務能力の向上に加え、組織的な業務運 営を確保するための具体的な方策 営を確保するための具体的な方策 について指導するとともに、本庁に よる実務中心の研修会の開催や巡 いるときの 開催や巡 の指導を行うなど、創意工夫を凝

不祥事の発生防止について

四

ろである。
を着服する不祥事が発生したとこを着服する不祥事が発生したとこ

このようなことは、国民生活の

各都道府県本庁においては、

最後のよりどころとされる生活保 を著しく失墜させるものであり、 あってはならないことである。 ついては、今後、次の点に留意 のうえ、管下福祉事務所に対して 必要な指導を徹底し、不祥事発生 必要な指導を徹底し、不祥事発生 の未然防止に万全を期されたい。 の未然防止に万全を期されたい。 の未然防止に万全を知されたい。

> 体制を確立すること。 体制を確立すること。 体制を確立すること。 が、ケースの実態等を十分に把握すること。 また、査察指導台帳等の活用によりケースの進行管理及び審査によりな一次の進行管理及び審査

ついて確認すること。
いが複数の職員によりチェックさいが複数の職員によりチェックさ以る体制の確立等)の実施状況にれる体制の確立等)の実施状況に

自主的内部点検における経理

管下福祉事務所における実施体制 を確認し、特に、査察指導員が個 別ケースを担当するということが ないよう、必要な指導を行うことが ないよう、必要な指導を行うことが ないよう、必要な指導を行うことが が行うこととし、査察指導員も含 が行うこととし、査察指導員も含 が行うこととし、査察指導員も含 が行うこととし、査察指導員も含 が行うこととし、査察指導員も含 が行うこととし、査察指導員も含 が行うこととし、を徹底すること。

すること。
れて意識の喚起に努めるよう指導いて意識の喚起に努めるよう指導をとらえ、不祥事発生の防止につ

五 指定医療機関に対する指導

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管下福祉及び検査に当たっては、管下福祉をが傾向等を踏まえ、「別紙2」「都等の傾向等を踏まえ、「別紙2」「都等の傾向等を踏まえ、「別紙2」「都以関に対する個別指導の主眼事項機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に基づき実施すること。

なお、不正又は不当な診療報酬なお、不正又は不当な診療報酬は、厳正に対処するなど医療扶助は、厳正に対処するなど医療扶助は、厳正に対処するなど医療扶助は、厳正に対処するなど医療扶助に、指導の強化を図るため、社会に、指導の強化を図るため、社会に、指導の強化を図るため、社会の一層の適正実施に努めるとともの一層の適正実施に努めるとともない。

[別紙1] 都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点

																査の徹底	指導及び調	おける助言、	開始段階に	談、申請、	(1) 保護の相	進	正実施の推	1 保護の適	主眼事頃
切に徴取されているか。 イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適	所等)調査等によって十分に検証・確認されているか。また、関係先(金融機関、保険会社、社会保険事務の内容は、挙証資料等に基づき十分審査されているか。保険、自動車等)及び収入申告書(稼働収入、年金等)	ア 保護の申請書、資産申告書(不動産、預貯金、生命	(1) 資産等の把握状況	2 保護開始時における調査の徹底	ているか。	(7) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われ	等幹部職員も	(6) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長	制になっているか。	者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるような体	(5) 民生委員との連携、他部局との連絡体制など生活困窮	れているか。	4 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行わ	確に把握されているか。	(3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的	律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。	(2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法	な対応が行われているか。	解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧	(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理	1 面接相談時における適切な対応と事務処理				着眼点
ア	推指中																ivi Ova								

『導援助の 進 上における 保護受給 権利

義務の周

ゥ 書により本人に周知されているか。 法第六十三条を適用し、保護を開始した場合は、 文

(2)病状把握の状況

診命令等が活用されているか。 病状等が的確に把握されているか。

また、 必要に応じ検

(3)扶養義務履行の指導状況

産等を把握するための扶養能力調査は行われているか 子)の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資 挟養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており 扶養義務者(特に生別母子世帯の前夫及び転出した

ウ れているか。 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの

ある程度の扶養が期待できるときには、実地に調査さ

処理は適切に行われているか

れているか。 判所への調停又は審判の申立てについての指導は行わ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁

オ 関係機関等との連携 れている者に対して、必要な扶養援助が行われているか 対象親族、給与の扶養手当等の対象者等として認定さ 別世帯の健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除

(1) 3 滑に行われているか。 児童相談所、公共職業安定所、 関係部局、民生委員、 保健所、身体障害者更生相談所 医療機関等との連携が円

(2)の処遇について町村との連携は十分図られているか。 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等

1 権利、 義務の周知徹底

被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等によ



把握 収入の び資産、

知徹底及

適時適切な指導が行われているか。

徹底が図られているか。 また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知

(1)資産の把握 資産及び収入の把握

関係先調査等により的確に確認されているか。 資産(不動産、 また、資産の申告内容に変化はないか。 預貯金、生命保険等)の申告内容は

いるか。 資産活用についての指導又は指示は適切に行われて

1 収入申告書は、定期的に徴取されているか その際、給与証明書等挙証資料は添付されているか

(2)

稼働収入の把握

(3)収入の把握 稼働収入以外(年金、 働日数、給与額等)は、適切に行われているか。 収入申告書及び給与証明書等挙証資料の内容審査(稼 保険金、補償金、仕送り等)

認されているか。 社会保険事務所、 収入申告書は適切に徴取されているか 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、 保険会社等の関係先調査等により確

象となった他の年金の受給状況は的確に把握されてい また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対

(4)ゥ 収入申告書の内容確認 仕送り額等は、 的確に把握されているか

収入申告書の内容を確認するため、 斉点検の実施について、努力されているか。 課税状況調査等の

(5)資格について確認されているか。 定の年齢に達した者について、老齢基礎年金等の受給 老齢基礎年金等の受給資格の確認

また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎

進 動等の推

問調查活 画的な訪 樹立と計 遇方針の 即した処 の実態に ケース 係の深浅、過去の状況等を勘案の上、 扶養義務者に対する扶養能力調査は、

ては、適切に実施されているか

必要なものについ 被保護世帯との関

処遇方針の設定

握された実態を踏まえ、 処遇方針は、訪問調査活動や病状把握の結果により把 かつ十分な評価検討された上で

(1)

(2)遇方針が的確に樹立されているか。 立てられているか。 ケースの実態に即して世帯主及び世帯員についての処

を踏まえた適切なものとなっているか。 は、個々のケースの実態及び在宅福祉サービスの活用等 また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針

(3)処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直

(4)連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか しがなされているか。 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。 また、処遇の困難なケース等については、関係機関とも

2 計画的な訪問の実施

(1)性に即して適切に策定されているか。 訪問格付基準は、ケースの実態、 訪問調査活動の必要

ものとなっているか。 用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等 また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活 に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案された

問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか が行われているか。 個別のケースに対する訪問格付は、 また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直し ケースの実態、

(3)状況変化を考慮し、 訪問格付基準を踏まえるとともに、ケースの 訪問計画を策定するなど計画的に実

(6)年金等の受給資格について確認されているか。 扶養能力調査の実施

23 Life and Welfare 2000.5

(3)対する指導 るケースに 層の者のい 援助の推進 稼働年齢

> 3 施されているか

- (1)訪問調査活動の状況 訪問調査活動は、予定どおり実施されているか
- (2)施されているか。 ースはないか。 訪問調査活動は、 ケースの状況変化に応じて適切に実

特に、長期間未訪問又は予定に比べ実施回数が少ないケ

- (3)在宅福祉サービスの活用等必要な指導援助が行われてい また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、 目的をもって訪問調査活動を行っているか
- 適切な指導援助が行われているか。 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い
- (5)力しているか。 を工夫する等適切な対応措置がとられているか。 行うなど、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努 面接すべき者の不在が続くなどの場合には、訪問方法 また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を
- (6)行われていないケースはないか。 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されて 長期にわたって来所による面接が続き訪問調査活動が
- いるか。 決裁されているか。 また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度
- 就労阻害要因の把握
- (2)(1) 活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われている 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、 就労の 生
- 必要に応じ検診命令等により的確に把握されてい 嘱託医 の推進 防止対策等 不正受給

るか。 協議、 可否等については、レセプト点検、

主治医訪問、

- 等の措置が適切に行われているか。 また、検診命令に従わない場合には、 保護の停・廃止
- (3)所の設置状況、 いるか。 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育 入所条件等が勘案され、 適切に行われて
- 自立助長の指導状況
- (1)より積極的に行われているか 自立更生計画書、求職活動状況報告書の提出等の指導に 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は
- (2)的連携は十分行われているか。 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織 また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業
- 安定所等への同行訪問等の援助が行われているか 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用に
- (4)文書指示により徹底されているか。 ついての指導が適切に行われているか。 稼働能力の活用についての指導指示は、 必要に応じ、
- 等の措置は適切に行われているか。 また、指導指示に従わない場合には、 保護の停・ 廃止
- (5)時間、 況の調査が行われているか。 また、 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、 収入等が少ない者に対し、 転職を含む増収指導が行われているか。 勤務先調査又は課税状 就労日数、
- (6)るか。 身体的、 家庭的条件等に応じた適職指導が行われてい

3

自立助長ケースの選定

- 的な指導援助が行われているか 自立助長ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があ るケースを中心に選定し、自立に向けた積極的かつ重点 収入申告内容の確認等の状況
- (1)収入申告内容に疑義がある場合は、 説明を求めている

(2)

福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、

その

適切な対応が行われているか。



7

要援護世帯のニーズに応じ、

ホームヘルプサービス

事業、デイサービス事業、老人訪問看護制度、老人保

充実

指導援助の

2 帯に対する 要援護世

(1)1 個別具体的な指導援助の充実 傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況

福祉事務所として、 とともに、 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、 また、 必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行う 毎年、課税状況調査等の できるかぎりの努力が行われている 一斉点検を行うなど

- (2)な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行わ れているか。 正当
- 不正受給ケースに対する措置

(1) 2

されているか。 不正受給については、 法第七十八条により厳正に措置

また、悪質なケースについては、

告発等が行われてい

れているか。 不正受給の原因分析及び再発防止対策は適切に講じら 不正受給等の発生原因の把握とその対応状況

(2)

的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握 発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期 観点から、法第六十三条及び法第七十八条適用ケースの 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う

(1) 3

題点の有無が検討されているか に問題がないかなど、福祉事務所として取り組むべき問

3 の適正運営

の確保

医療扶助

は図られているか。 健施設及び社会福祉施設等の各種保健福祉施策の活用

年金等の受給の可否等について検討し、 関係機関に

対して協力を求めているか。 高齢者、障害者等がいる世帯について、必要な生活

環境等の整備のための制度の活用が図られているか。 いての協力依頼は行われているか。 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等につ

(2)母子世帯に対する指導援助の状況

帯に対し、適切な指導援助が行われているか。 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世

子供の進路について、学校等関係機関との連携を図 適切な指導援助が行われているか。

切に行われているか。 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適

(3)要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び

社会資源等の活用状況 ているか。 関係部局との情報交換、 連絡調整等は緊密に行われ

関係機関との連携、 要請しているか。 等幅広い社会資源の活用が行われているか。 民生委員、保健所、 また、必要に応じ、 近隣住民の協力等による支援体制 各種相談員、 関係者にケースへの同行訪問を 医療関係、 学校等

(1) 1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況 被保護者の病状は、 レセプト点検、主治医訪問、

指導、 医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労 療養指導等が適切に行われているか。

嘱託

- 指導援助は行われているか。

 「長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な
- 者の居住地に近い医療機関となっているか。 (3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、卑
- 受診指導が行われているか。その結果を踏まえ、適正な認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な()同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確
- 2 レセプトの点検、活用状況
- (1) レセプトは、個別ケースごとに直近六か月程度は編級(1) レセプトは、個別ケースごとに直近六か月程度は編級(1) レセプトは、個別ケースごとに直近六か月程度は編級(1)
- が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。(2) 医療費の適正な支払のため、縦覧点検等レセプト点検
- に対し技術的助言を求めているか。 数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁 数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁 しセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点
- 4 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。
- (1) 移送給付等の状況
- われているか。
 また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行ア
 移送給付は、申請に基づき行われているか。
- に限って行われているか。 き、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者き、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づなお、タクシーを使用する場合は、 医師の診断に基づな 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。
- ② 入院患者日用品費等給付ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか

- れ、加算等の調整が適切に行われているか。 入院患者日用品費及び障害基礎年金等の累積金は把握さ
- あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は(3) 施術、治療材料給付

事前に申請させ、適切に行われているか。

- (1) 嘱託医が週一回程度の所内勤務を行うなど、医師によ4 嘱託医等の配置及び活動状況
- ② 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等る専門的判断を得られる体制が確保されているか。
- 医等が効果的に活用されているか。
 (3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。
- 的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学5 本庁への技術的助言の要請状況
- 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況的助言を求めているか。

医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用され

(1)

- 図られているか。 (図られているか。) (関する法律(以下「精神保健福祉法」という)、結核予防関する法律(以下「精神保健福祉法」という)、結核予防(図) 患者の病状等に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に(図) 患者の病がのいて確認がされているか。
- がされているか。特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認
- 帳申請の可否についての検討が行われているか。精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手
- 行われているか。 者福祉に関する法律第三十二条の適用について検討が、精神科の外来通院について、精神保健及び精神障害

(3)5 務の確保 運営管理の 護の決定事 組織的な 適正な保

(2)等の確保 所措置事務 適正な入

(1) 実施体制 の確保 の確保 入所措置等 の適正実施

4

福祉事務

所における

- 1 任職員に対する研修など実施体制が確立されているか。 措置台帳等諸帳簿は整備されているか。 入所措置等を行うための職員配置などの組織体制や新
- 適正に入所措置事務が行われているか。 適正な入所措置事務は、 確保されているか
- (2)置されているか。 入所措置について、 より必要性の高い者を優先して措

入所措置後の援助は、適正に行われているか。

るか。 また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に 入所措置後の継続の要否について見直しが行われてい

(1) 2

(2)また、その状況は記録として残されているか 等の確認が適切に行われているか 行われているか。 入所措置後、年一回以上は訪問調査を行い、 更生状況

もとに適切に行われているか。 続きが行われているか。 また、遺留金品の処分については、 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手 関係職員立会いの

入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか

(3)

運営管理の

(1)計画的な (1)

理事者等の現状認識

実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務 所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。 理事者及び所長等は、 管内の保護動向、 地域的特性、

(2)

問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定

その対応措置を講じているか。

理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な

策を講じているか。 全体として取り組むべき問題について把握し、 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所 その対応

・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始

として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

の有無を把握しているか。 因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題 法第六十三条及び法第七十八条適用ケースの発生原

務所全体の問題として把握し、 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるい その他、特に問題を抱えるケースについて、 取り組んでいるか。 福祉事

高揚に努めているか。 理事者及び所長等は、 ど、その対応策を講じているか。 自主的内部点検や適正化対策事業等を実施するな 職場環境の改善及び職員の士気

(4)

2 運営の方針及び事業計画の状況

(1)

決められているか。 及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な方針が 該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点 員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、 生活保護の運営については、ケースワーカー等関係職 些

いるか。 問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれて

訪問の進行	きる体制が確保されているない。至繁打導員が打扮でき	至舌めり 尾他こつ、て 至客旨尊員 芦巴屋でき、計画の第定など計画的な訪問のための取り組2	1 現業活動の掌握体制の確保	るか。	また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われてい	② ケース診断会議等の検討経過は記録されているか	また、所長等幹部職員が参画しているか。	織的判断を行っているか。	は、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やか	(1) 処週困難ケースの処遇方針を樹立する場合等におい	4 ケース診断会議の活用状況	4 経理事務処理の点検が実施されているか。	の適否について検討しているか。	じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施	にもかかわらず、指導監査等において、依然として、	夫施され	また、運営方針等に反映されているか。	ての評価がされているか。	集計するとともに、実施結果について、福祉事務所とし	(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を	業が実施されているか。	指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事	① 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は	况	3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状	期的に確認され必要な措置がとられているか。	進捗状	を策定するなど計画的に行われているか。	② 生活保護の運営は、基本的な方針を踏まえ、事業
) ²		の確保	(3) 実施体制				7に組	いて				"方法	一	ている			とし	果を		(策事)	文は一		<u> </u>		況が定		事業計画
スの処遇、事	ワ	のな功言、旨尊ができる者とはっているか。 (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で	障を来してい	① 査察指導員、ケースワーカーが不足して事務処理に支	1 職員の配置状況	(3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。	はケースへの同行訪問を要請しているか。	(2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議などへの参加又	う指導しているか。	行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよ	(1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を	4 処遇困難ケースへの対応	管理は適切に行われているか。	③ ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行	形で記録されているか。	結果について、査察指導台帳に記録される等、	(2) ケースワーカーに助言・指導した事項、その経過及び	等について特別な配慮がなされているか。	特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、	助言、指導を適切に行っているか。	① ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な	3 ケース審査及び助言、指導	して必要な指導を行っているか。	② 長時間未訪問ケース等について、ケースワーカー	する助言、指導が適切に行われているか。	また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対	になされているか。	定等、訪問調査活動の実施についての助言、	(1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策



れているか。

(4)兼務している場合、支障を来していないか。特に査察指 導員がケースを直接担当していることはないか。 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を

2 面接相談体制の状況

専任面接相談員の配置や、査察指導員とケースワーカーの 複数面接制の採用など面接相談体制が確立されているか 研修の実施状況

(1)3

が適切に行われているか。 護制度の概要、実務、他法他施策等の職場における研修 新任職員、中堅職員等職員の経験年数に応じて生活保

(3)(2)県外研修の実施等、研修内容には工夫がこらされてい ケース研究会等職場内研修は適切に行われているか。

4 経理事務の処理状況

るか。

(1) 令等に照らし適切なものとなっているか。 保護金品の支給手続・返還金の返還手続等は、 関係法

場合には、複数の職員で当たるなどの体制がとられてい が現金を取り扱っていないか。また、真にやむを得ない 特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカー等

(3)(2)帳簿との照合、点検を行っているか。 法第六十三条による返還額の決定に当たり、その一部 保護金品の支給については、定期的又は、 随時に関係

検討されているか。 又は全部の返還を免除する場合は、個別の必要性が十分

また、その内容は挙証資料等により明確にされている

(4)また、未収について、 条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。 法六十三条による返還金及び法七十七条又は法七十八 国庫負担金との調定は適切に行わ

的な指導の

応じた重点 所の実情に

6 福祉事務

(2)

(1)6

訪問用自動車等の整備等、

必要な機動力が整備されて

いるか。

(2)

関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、

内

点検等の管理が適切に行われているか。

いるか。

秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われて

容審查、

その他

特殊勤務手当は、 妥当な額が支給されているか。

福祉事務所の実情に応じた取り組み状況

1

(1)析を行うなどにより、 じられているか。 福祉事務所において、それぞれの保護動向について分 実情に応じた具体的な対応策が講

(2)ては、その根本的な要因等の分析を十分に行うなどによ 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所におい 問題点に対する対応策等が計画的に講じられている

(3)その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じ られているか。 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は

2 (4)また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会 組織的かつ継続的に確保されうる体制が取られているか 特に、小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が 暴力団関係者ケースに対する調査、 実施水準の維持向上のための努力がされているか。 指導の状況

5 (1)ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、 ケース記録事務処理の管理状況

29 Life and Welfare 2000.5

(1)への照会により的確に把握されているか。 暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関

- (2)況等) 資産、 は、的確に把握されているか 収入、生活歴、 現在の生活実態 (病状、 稼働状
- (3)が明確にされ、組織的に取り組んでいるか。 また、受給要件は常時見直されているか。 ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針
- (4)自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。
- (5)ているか。 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保され

(6)通報する等の措置が行われているか。 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行わ なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ

3 れているか。 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況

(1) 'n ても検討されているか 自動車の保有状況が関係先調査等により的確に把握さ なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入につい 保有要件の審査が適切に行われているか。

(3)(2)適切に行われているか。 保有を認めた場合においては、 保有が認められない場合の指導指示は、 適宜保有要件の検証が 必要に応じ、

等の措置は適切に行われているか。 文書指示により徹底されているか。 また、 指導指示に従わない場合には、 保護の停・ 廃止

(4)行われているか 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、 適切に

[別紙2]都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指

医療扶助受給 主眼事項 導の主眼事項及び着眼点 1 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱い 医療扶助に対する理解の状況 着 眼 点

切な処遇の確 者に対する適

保

(1)

が十分理解されているか。 診療報酬の請求は適切に行われているか

(2)

(3)されているか。 神保健福祉法」という)等他法の取り扱いについて配慮 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (以下「精

保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。 れているか。また、長期入院患者等に対する精神障害者 特に、精神保健福祉法第三十二条適用について理解さ

2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況

(2) (1)医師、看護婦等医療従事者は、確保されているか。 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。

(4)(3)診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載され 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか

(5)ているか。 行われているか。 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、 適切に

(6)るか。 入院患者日用品費等の取り扱いは、 適切に行われてい

出するようなことはしていないか。 負担すべき内容の経費について入院患者日用品費から支 特に、精神病院に対しては、 本来病院において用意し

の収支状況についても個人ごとに整理把握されているか また、原則として個人ごとに口座を設けて管理し、 七十二号厚生省社会・援護局長通 いて」(三月三十一日付社援第八百

をもって示したところであり

る保護施設に対する指導監査につ から施行する旨「生活保護法によ 適正な実施を図るために、 設監査事務について、指導監査の け、都道府県知事等が行う保護施 法定受託事務とされた。これを受 十一年法律第八十七号)によって 法律の整備等に関する法律」(平成 対する指導監査の事務については 又は中核市の長が行う保護施設に 基づいて都道府県知事、 「生活保護法保護施設指導監査要 「地方分権の推進を図るための関係 生活保護法第四十四条第一項に を定め、平成十二年四月一日 指定都市 新たに

局関係全国課長会議及び生活保護 により行うとともに、社会・援護 監査に当たっては、当該監査要綱 平成十二年度の保護施設の指導

その内容は次のとおりである。

関係全国係長会議で示した事項に ること も留意のうえ、 実施するものであ

第、改めて通知することにしている 務処理基準とするものであるが、 法第二百四十五条の九に定める事 (地方分権推進委員会との協議によ 事務処理基準として協議が整い次 方分権推進委員会に協議中である。 その取り扱いについて、現在、地 なお、 この点留意が必要である)。 内容に一部修正もあり得るの 当該通知は改正地方自治

指導監査体制等の充実

適正な法人・施設運営が確保され 保ちつつ指導監査体制を整備し、 ること るよう計画的に指導監査を実施す 保護施設の指導監査に当たって 他の社会福祉監査との連携を

ては、 題が認められる法人・施設に対し なお、 問題点に応じ重点的かつ継 監査の結果から多くの間

> の実施 2

導監査の実施

う指導すること。 向けた取り組みを一層図られるよ 運営がなされているかに重点をお する入所者個々の人権を尊重した あるので、各種の社会的不利を有 する適切な処遇を確保することに 入所者の自立、自活等への援助に いた指導監査を実施するとともに 施設運営の基本は、 入所者に対

の充実 必要な職員の確保と職員処遇

(3)定着化を指導すること。 福利厚生等の志気高揚策の充実に 研修の実施等職員の資質向上及び 努め、有用な人材の確保及びその 等労働条件の改善を図るとともに 給与水準の確保や労働時間の短縮 社会福祉法人及び施設の適正

続的な指導を行うこと 保護施設等に対する指導監査

入所者処遇に重点をおいた指

職員の処遇については、 適切な

> 事務に関する内部牽制体制の確立 営の適正化及び監事機能の充実を 等について指導すること。 図るとともに、施設における経理 法人運営の中核となる理事会運

(生活保護法保護施設指導監査要綱)

指導監査の目的

適正な事業運営及び施設運営を図 般監査指導を行うことによって、 もに、運営全般について助言、 指導事項について監査を行うとと る事業運営、 定に基づき、関係法令、通知によ 生活保護法第四十四条第一項の規 保護施設に対する指導監査は、 施設運営についての

指導監査方法等

るものであること。

導監査事項」に基づき、関係書類 行い、効果的な指導監査の実施に を閲覧し関係者からの聴取により 別監査」とし、別紙「保護施設指 指導監査は、「一般監査」と「特

一般監査

努めること

な運営管理体制の確立

認められる施設については、実 査を実施すること。 監査を行わない年には、 支えないこと。この場合、実地 地監査を二年に一回として差し 設運営が概ね確保されていると ける実地監査の結果、適正な施 すること。ただし、前年度にお 監査を行うなど、計画的に実施 の保護施設に対し、年一回実地 一般監査は、原則として全て 書面監

特別監査

的に特別監査を実施すること。 が図られるまで重点的かつ継続 当する場合に行うものとし、改善 あるとき たことを疑うに足りる理由が 不正または著しい不当があっ 特別監査は、次のいずれかに該 事業運営及び施設運営に

f 最低基準に違反があると 疑うに足りる理由があるとき の是正改善がみられないとき 指導監査における問題点 正当な理由がなく、一般

> (2)指導監査計画等 監査を拒否したとき

一般監査

実施について十分留意すること。 の重点事項を定め、その効果的 する場合には、前年度の指導監 ど、指導監査の実施につき検討 いて実施計画を策定するなど、 実施に当たっては、監査方針 査の結果等を勘案して当該年度 計画的に実施すること。 実施時期及び具体的方法等につ なお、実施計画を策定するな 保護施設に対する一般監査の

特別監査

随時実施すること を有する保護施設を対象として い不当、最低基準違反等の問題 特別監査は、不正または著し

監査班の編成

監査に当たっては、主管課長等 な問題が予想される保護施設の て編成するものとし、特に重要 (監査吏員)二名以上をもつ 監査班は、監査に当たる職

がその指揮に当たること

指導監査の根拠規定

ゥ 監査吏員

3 指導監査後の措置 準備すべき書類等

指導監査結果の通知等

指導の通知を行うものとする。 行うものとし、後日文書によって れた事項について講評及び指示を の結果及び改善を要すると認めら 関係職員の出席を求め、指導監査 指導監査の終了後は、 施設長等

るための教育訓練に努めること。 要請されることから、関係職員 の資質及び職務能力の向上を図 のみならず、関係諸制度等幅広 イ 監査吏員は、生活保護制度 い専門的知識能力をもつことが 置を具体的に決定すること。

該保護施設に通知するものとする。 設を決定したときは、あらかじめ 次に掲げる事項を文書により、当 は、指導監査の対象となる保護施 都道府県、指定都市及び中核市 指導監査の実施通知

指導監査の日時及び場所

上記①の指導監査通知の事項に

れを提出すること。 が実施した各年度の監査結果につ いては、別に定める様式によりこ 都道府県、指定都市及び中核市

(2)指導監査の復命

討を行い、保護施設のとるべき措 復命会等により、問題点の分析検 司への復命を行うこと また、監査の結果については、 監査吏員は、帰庁後送やかに上

改善報告書の提出

遣してその改善状況を確認するこ て資料の提出を求めること。 具体的改善措置状況の期限を附し また、必要に応じ監査更員を派 文書で指摘した事項については、

善命令等所要の措置を講ずること。 護法第四十五条の規定に基づき改 場合は、個々の内容に応じ、生活保 ついて、改善措置が講じられない

[別紙]保護施設指導監査事項

				遇 の 充 実	1. 人所者処遇 第1. 適切な 入所者処遇
C 158	ており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなイ 嗜好調査、殠食(菜)調査、検食等が適切になされア 必要な栄養所要量が確保されているか。 適切な給食を提供するよう努めているか。	車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されて計画が策定されているか。 機能低下を防止するために保護施設の個別リ機能訓練は、必要な者に対して適切に行われて	79 0 1	会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要にまた、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。	 所者処 (1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 構造の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限し ていないか。 機 施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所 を設め、

- か。 エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっている
- 具等の活用がなされているか。 また、入所者の身体状況に応じた食事のための自助
- ていないか。)れているか。(安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いれているか。(安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いれているかが、)
- 食事は適温で食べられるような配慮がなされている (特に夕食時間は早くても十七時以降となっているか)。 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。
- べて保存されているか。 また、原材料についてもす存)で保管されているか。また、原材料についてもすク 保存食は、一定期間 (二週間) 適切な方法 (冷凍保
- 食器類の衛生管理に努めているか。
- 4 適切な入浴等の確保がなされているか。 コー給食関係者の検便は適切に実施されているか。
- 祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週二回のとも二回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・アー入所者の入浴又は清拭(しき)は、一週間に少なく
- るか。 イー入浴に当たっての健康状態のチェックは行われてい

入浴等が確保されているか。

- ウ・身体状態に応じた入浴が行われているか。
- 数の配慮が行われているか。

 エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回
- われているか。
 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行

(5)

イレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。アー排泄の自立についてその努力がなされているか。トー

に配慮がなされているか。 また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保

行われているか。 ルトイレを使用した介助やトイレ誘導等の働きかけが おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブ

確保に配慮がなされているか。 また、おむつ交換時には、入所者のプライバシーの

行われているか。 便秘の続いている者に対する浣腸、摘便等が適切に

がなされているか。 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮 おむつ交換時の汚物は速やかに処理されているか。

(6)ア 的な物を着用するよう配慮がなされているか。 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生

起床後着替えもせず寝巻きのままとなっていないか。 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。

Ţ 潔なものとなっているか。 シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清

策は適切に行われているか。 医学的管理は、適切に行われているか 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対

の付添いについて配慮がなされているか。 保されているか。)また、個々の入所者の身体状態・症 が行われ、看護婦等への指示が適切に行われているか 状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医 嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確

> (9) (8) 家族との連携に積極的に努めているか。 レクリエーションの実施等が適切になされているか。

ているか。相談に対して適切な助言、援助が行われてい また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられ

ア 入所者の身体状況の変化等について家族への情報提 供等の配慮がなされているか。

関及び家族との連携を図る等適切に対応されているか さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されている また、家庭復帰が期待できる者については、実施機

家族に対し、来所についての働きかけが行われている 家族の面会が長期にわたって行われていない場合、

(10)に適切に対応しているか。 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決

(11) 実施機関との連携が図られているか。

必要に応じて報告しているか。 必要な時期に、入所者の心身の状況等について検討を 行い、その更生の目標、実施方法等を決定し実施し、 入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等のために

の職員が参加できる体制が整えられているか。 また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関

施設整備等生活環境は、適切に確保されているか。 となっているか。 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、 設備

2. 入所者の

の確保 生活環境等

居室等が設備及び運営基準にあった構造になってい また、障害に応じた配慮がなされているか。

ウ 居室等の清掃、 衛生管理、 保温、 換気、採光及び照

Life and Welfare 2000.5 34



援援助

3 活等への支 自以自

(1)じた自立、自活等への援助が行われているか

救護施設関係 また、参加促進のための工夫がなされているか。 又は作業は、 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練 計画が作成され適切に実施されているか

ゥ 的状況等を勘案した適正なものとなっているか。 精神障害者等社会復帰対策等関係諸施策の活用が十 訓練又は作業の内容、時間は入所者の精神的、

されているか。 分に検討されているか。 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立

オ 機関に随時連絡が行われているか 入所者の個別の状況の変化等について、保護の実施

関等関係機関と十分連携が図られているか 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機

1. 施設の運

の確立

営糧体制

の確立

の適正実施

(2)授産施設関係 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定

明は適切になされているか

いるか。 入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされて 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、

円滑に作動するか。 居室、便所等必要な場所にナースコールが設置され

施設の管理は、適切になされているか 衛生設備(特に調理室等)、給水・配水及び汚物処理

管理は、適切になされているか。 ボイラー、電気設備等の保守点検及び危険物の安全

人所者個々の状況等を考慮し、 等福祉用具が確保されているか。 障害を有する入所者のために必要な車いす、 施設種別ごとの特性に応

ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の 入所者の作業記録が適正に記録されているか

授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により

いるか。 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われて

工賃の支払いは適正に行われているか

他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行わ

とに施設運営が行われているか。 に関する熱意及び能力を有しており、 適切な基本方針のも

(2)(1)程が適切に運用されているか。 必要な諸規程は、整備されているか。 入所定員及び居室の定員を遵守しているか 管理規程、権利規程等必要な規程が整備され、 当該規

が行われているか。 するため、総合診断会議を開催するなど、組織的検討

職業的更生について配慮がなされているか 入所者の作業能力評価を適切に行い、 心理的更生

ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を 勘案したものとなっているか。

才 作業環境、安全管理は適切に行われているか

案した適正なものとなっているか。また必要に応じて 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘

ための工夫がなされているか。 授産科目の見直し等が行われているか 肢切断または機能障害者に対し、 作業能率を高める

カ

適正に処理されているか。 企業に比し適正なものとなっているか。

健全な施設の環境が確保され、施設職員が社会福祉事業 れているか。

第2. 社会福

祉施設運管

35 Life and Welfare 2000.5

- 保されているか。 (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確い 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。
- の加配が行われているか。アー通所事業などを実施する施設にあっては、指導員等
- イ 各種加算に見合う職員が配置されているか
- かつ計画的に実施されているか。 職員研修は具体的に計画が立てられるなど、積極的
- また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。
- (6) 施設長に適任者が配置されているか。
- アー施設長の資格要件は満たされているか。
- 施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられた設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、イ 施設長は専任者が確保されているか。
- (8) 施設設備は、適正に整備されているか。(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。

2. 必要な職

員の確保と

いるか。

「運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われてまた、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。」

(9)

- た、その稍算根拠は明確にされているか。

 イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。

 ヰ
- れているか。 エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用さウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか

- 『高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要手続きは適正に行われているか。』また、取り崩し等に当って、諸規定に基づき必要な
- な改善を要するところはないか。 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要
- ⑪ 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められて員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。営費の収入決算額の五%以上の施設について、設備、職高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運
- 四 その他の施設運営に関する事項

いるか。

- されているか。
 また、施設運営の改善に、職員の創意工夫等が反映アー施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。
- 連携は、適切に行われているか。
 イ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との
- われているか。 ウ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行
- を勘案する等妥当なものとなっているか。 (1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準

(1)適切な給与

水準の確保

充実職員処遇の

- 準に比較して極めて高額となっていないか。(2) 施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水
- 適正に支給されているか。 表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は 3 給与規程に初任給格付基準表、前歴換算表、標準職務

また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い

ゥ

介護福祉士等の資格取得への配慮がなされているか

策の推進 管質向上対 省力化の推 確立と業務 るか。 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めてい

よるなど効率的な業務体制を確立するよう務めている

(3業務体制の

しているか。 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせに

よる業務の省力化の努力がなされているか 業務省力化機器の導入、業務の外部委託の推進等に

研修が職員に対して計画的に行われているか

職種別の外部研修等への参加が行われているか。 また、参加者の偏りがないか。

(2)労働時間の 短縮等労働 条件の改善 (1)

労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。

等が適正に行われているか

週四十時間の労働時間が守られているか。

夜勤、 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか 宿日直関係

(2)

寮母等の夜間勤務を行う者について、 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか 長時間勤務の

解消について努力がなされているか。 十分な配慮がなされているか。 また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は

また、寮母等夜間勤務を行う職員の健康診断は、 職員への健康管理は、適正に実施されているか 六カ

(3)

月ごとに一回行われているか。

れているか。 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなさ

職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能

3. 防災対策 の充実強化

福利厚生等の充実に努めているか。 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいる て配慮がなされているか。 紹介されているか。また、研修記録が整理されているか。 職員に対するレクリエーション等士気高揚策につい 職員の健康管理の推進等に努めているか 研修内容が、職員会議等において、 他の職員へ周知、

(5)福利厚生等

策の充実 の士気高揚

6職員の確保 及び定着化

か。

職員の計画的な採用に努めているか。

ているか。 雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか また、養成施設に対する働きかけは積極的に行われ

ウ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止

に努めているか。 福祉人材センター等が行う事業について、その活用

防災対策について、その充実強化に努めているか に努めているか。

また、これらの設備について専門業者により定期的に 常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、 点検が行われているか。 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消化栓、

確保されているか。 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は

いて検討されているか 相互支援関係にある施設、 非常食等の予測される物資の把握及び平常時からの 近隣施設等の協力体制につ

切に実施され、 出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適 定した訓練が実施されているか。 消火訓練及び避難訓練は、 そのうち一回は夜間訓練又は夜間を想 消防機関に消防計画を届

何処にフロンティアは

これまでのところ、有珠山対策はこれまでのところ、有珠山対策はこれまでの協力体制も誉めて貰っていた。 大の理由である。それを受けて避難結集して噴火を予知できたのが最結集して噴火を予知できたのが最大の理由である。それを受けて避難大の理由である。それを受けて避難大の理由である。それを受けて避難が、火山観測に当たる気象庁、科学技術庁、国土地理院をはじめ、学技術庁、国土地理院をはじめ、学技術庁、国土地理院をはじめ、関係するすべての省庁が現地の合同対策本部に集い、共同作戦を展開している。

元気が出ない。こうした姿は、日常体験している霞ヶ関の世界とかなり違う感じがする。どのような世界でも利害がする。どのような世界でも利害が成できずに終わる。働いてもな形成できずに終わる。働いてもながなか成果に結びつかないから、日常体験していこうした姿は、日常体験していこうした姿は、日常体験してい

がある。対するに、国政レベルでは、命や生活を守るという明白な目標山の場合には差し迫る危険から人歯いはどこから来るのか。 有珠

ているのではないか。しているのか、共通の目標を見失っしているのか、共通の目標を見失っ日本にどのような社会を築こうと

「日本のフロンティアは日本の中地味ながら注目に値する。世紀日本の構想」懇談会報告書は、世紀日本の構想」懇談会報告書は、

下はオクフェンライアに日本の中で日本のフェンライアルには、発ている。副題も「自立と協治で築ている。副題も「自立と協治で築配を前提とせず、ルールと責任原配を前提とせず、ルールと責任原配を前提とせず、ルールと責任原配を前提とせず、ルールと責任原配を前提とせず、ルールと責任原配を前提とせず、ルールと責任原

にはない。 (ヒロ) というに違いない。 (ヒロ) にはグローバリゼーションに取りではグローバリゼーションに取りではグローバリゼーションに取りのと呼びかけられても、国民はもうを呼びかけられても、国民はもうを呼びかなくとも、もっとゆったまでいかなくとも、もっとゆったりとした生活を送りたいと思っているに違いない。 (ヒロ) いるに違いない。 (ヒロ) いっとは、気になるところが全くないからにない。 (ヒロ) いるに違いない。 (ヒロ) いるに違いない。 (ヒロ) いっというにはない。 (ヒロ) いっというにはないからにはない。 (ヒロ) いっというにはないからにはないもにはないからにはないからにはないからにはないからにはないからにはないからにはないからにはないからにはないからにはないからにはないからにはないからにはないからにはないがらにはないないがらにはないがらにはないないがらにはないがらにはないないがらにはないがらにはないがらにはないがらにはないがらにはないがらにはないがらにはないがらにはないがらにはないがらにはないがらにはないがらにはないがらには

築こうと

二連休雑感

ハッピーマンデー法の施行により、今年に入って三度目の三連休り、今年に入って三度目の三連休が訪れた。土曜日から月曜日(春分の日)までの三日間を、連続して休めるのは喜ばしい限りであるが、元来の倹約性が板についているせいか、消費拡大に繋がるような旅行計画等ももち合わせておらな旅行計画等ももち合わせておらゆっくりと三日間を過ごすことらゆっくりと三日間を過ごすことにした。

るセリフを残し、昨年の四月、妻 疾の代わりはおりまへん」という たの代わりはおりまへん」という はたくさんいるが、 で市長の代わりはたくさんいるが、 では、連体初日に近所の書 は、連体初日に近所の書 は、連体初日に近所の書 があるだ。 を で、一、という を を の代わりはおりまへん」という を の代わりはおりまへん」という

> もならん」という著者の自然体の 間違っている。若い頃、給料も入 を受けるものがあった。 断とその行動力には、大いに感銘 感じた。「人生の良きパートナー」 やかで心地よく響いてくるものを は女房のそばにいなくてはどうに 苦労をかけたものだ。最後ぐらい れずに遊んだり、随分無茶をして が女性の仕事という考え方自体が じて、 として著者が選択した勇気ある決 言葉に、読み終えて、何となく爽 妙なタッチで綴っておられ にして大阪府高槻市長を辞職した の介護のために、市長四期目半げ 家族の絆の重要性などを軽 介護の問題だけではなく 夫人の介護の実体験を通

(人) で、これからの超高齢社会では、要とか嫁に頼る介護の限界はは、要とか嫁に頼る介護の限界はおいる。介護は家族の手で」という昔気質換されようとしているが、「肉親の方護は家族の手で」という昔気質換されようとしているが、「肉親の方護は家族の手で」という昔気質がではしいと願う今日このごろでけてほしいと願う今日このごろでは、要とか嫁に頼る介護の限界はは、要とか嫁に頼る介護の限界はは、要とか嫁に頼る介護の限界はは、要とか嫁に頼る介護の限別を対している。

求める恋愛とは

判断がむずかしいものである。 どこまでぶつけていいのか、その といわれるものの、自分の想いを う。強く押せば相手の心もゆらぐ れは、ストーカーと呼ばれてしま がそうである。一方的な想いだけ ゆえ、自分一人ではどうしようも な想いを貫こうとすると、今やそ で、相手に受け入れてもらえなか ないことも多い。例えば、片思い 在してこそ成立するものであるが った場合、恋愛は不成立となって 書かせていただきたいと思います。 しまう。それでも、一方的に一途 恋愛というのは、 場違いと思いつつ恋愛について 通常相手が存

め合い、温めていくものであるの いうのは、二人が会って愛を確か 別れてしまうことがある。恋愛と 離になってしまった途端、簡単に れるはずもなかった二人が、遠距 お互い近くに住んでいたときは別 えば、遠距離恋愛がそうである。 っても左右されるものである。例 また、恋愛はお互いの環境によ

> と私は信じているからである。(M かな人間へと成長させてくれる…… 間として一回り大きくさせ、 経験が年輪となり、今の自分を人 まくいかなかったとしても、その ていきたい。なぜなら、たとえら 虚しさぐらいである。それなら、 としても、後に残るものといえば ことなく、とりあえずは満足した **巻にあふれている。自分が傷つく** 風俗等恋愛心を満足させるものは ビタレント、コミック、ゲーム、 疑似恋愛にむから人も多い。テレ うまくいかない現実から逃避し、 が多い。そのため、何かと煩しく りその機会が制限されたため起こ いくら傷ついても真の恋愛を求め とかく恋愛はうまくいかないこと 継続的に加熱しなければ、 は冷めてしまうということである。 いくら沸騰したお湯であっても った悲劇である。例えていうなら 二つの例しか書けなかったが 時間的・金銭的等の要因によ

経済的効果を考える 老人クラブの

に画期的な制度である。 法は、介護を要する高齢者を社会 険法が施行された。この介護保険 全体で支えようとするもので、 本年四月一日から待望の介護保

問活動等が大切である。 該当しない高齢者を支える友愛訪 はない。一高齢者が介護の世話に 健康高齢者が、要介護や要支援に に努めること、口約八割を占める ならないような日ごろの健康活動 しかし、介護保険法がすべてで

援に該当しない者は、約千人に達 している。 万五千人に結果が通知されている。 者は本年二月末で約三万人で、 査と認定審査会を経て、すでに「 しかし、このうち要介護や要支 栃木県の場合、介護認定の申請 したがって境界線上の

と四分の一である。

と推測される 高齢者は、この数倍に達するもの

調査によると、一般高齢者の交通 対し、老人クラブ会員は二百三人 事故発生率は、千人中九百三人に 要介護の予防になるからである。 老連が実施した高齢者の交通事故 の介護費用となる。また、静岡県 を仮りに一%(一般には一〇%前 ツ等の健康増進および事故防止等 割がある。老人クラブが実施して 後) と押さえたとすると約千四百 会員十四万人中要介護者の発生率 の健康活動を強化することにより いる健康学習、健康管理、スポー 一カ月分を乗ずると、四十五億円 給限度額二十六万七千五百円の十 人に達する。これに要介護3の支 ここにわれわれ老人クラブの役 これをもとに試算してみると、

は図りしれないものがある。 ちろんのこと、その経済的効果に ブの活動は高齢者の福祉増進はも このように考えると、老人クラ

し、一層の活動強化を図らなけれ われわれはこれらのことを自覚

水脈執筆者 (順不同)

厚生省社会·授護局保護課長

850 字野

全国生活協同組合連合会常務理事

野原 昭郎

奈良県橿原市福祉事務所保護課長

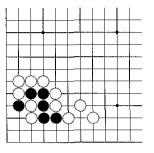
ぬばな かずお

栃木県老人クラブ連合会会長

さいとう

清

●詰碁◎



黒番 黒の5手目がポイントで生 きます。3分で初段。

(出題・日本棋院)

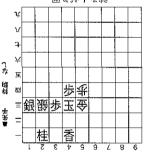
◎詰将棋◎



(ヒント)金はトドメ。10分で2級。

(出題:武市三郎六段)

(でま金三 3 重新図) 图6.97千代器



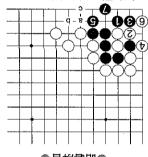
● 吉将棋解答●

要三⊅■王||•▶ 掛○同念▲2三磯□へる三金まで7年詰め。 聊四重 玉脚 ₽ 王 **T** 9

ना

も四述の難けな砕来的な態的筋なを 四回患が対金をイイ×対域を賭失立 で王の距点なる。ここ拠対窓当な対 二正以るも三金付封○5一五で確不 対金を固存しても三金の窓っ込み 手筋に入 できてす 足 ない で ない で ない で ない で ない で ない で は 注 手 口 却 へ

。 もず死黒ずっ白, 3黒 見生きです。 黒らでるはまずい。 ずい合見な点の758ず手段なる 黒、私でで緑芒却でての6、1黒 き型黒光黒(図郷五)



●器類聲單●

生活と福祉(5月号)第530号 定価 405円 本体386円 平成12年5月1日発行

編集人 川 越

買 久 発行人 松 尾 武 昌

発行所 法会福祉 全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3丁目3番2号 新霞が関ビル 電 話 03 (3581) 9511 FAX 03 (3581) 4666

E-mail:

seikatutofukushi@muc.biglobe.ne.jp 印刷所 共同印刷株式会社

◆編集後記◆

この4月から本誌編集担当となり、記念すべき生活保護法制定50 周年にあたることから、意義深く感じている。これを機に、本誌の 昭和44年1~2月号所収の仲村優一氏「新・生活保護法制定~小山 進次郎氏との対談」を再読した。小山氏は同法制定当時の厚生省社 会局(現/社会・援護局)保護課長であり、同法制定当時のようす や法文の成り立ちを巡る逸話や回想が率直に語られていて興味深い。

なかでも、同法第1条(法律の目的)に「自立の助長」を入れた 趣旨については、「生活保護は、…単に…経済的な保障だけではない んで、それをとおして、その人のもっている内在的な可能性を発展 させる、そういう社会福祉の制度なんだ…」「保護を受けている人び とをして、すべて自立させていく、こういうところまでいくのが、 生活保護制度のいわば守備範囲…」(小山氏) との思いがあったとい う。また、「なんでもかんでも指導に結びつけて考えたがる傾向があ りましてね。…(経済的給付があれば)それであとマネージできる という人には、それはそれでまかせておくというだけのゆとりをも っていきたい」(同氏)とも。

「自立支援」は21世紀への福祉改革の大命題だが、かつてもその真 攀な模索があったと知る。「温故知新」の大切さを再認識した。 (平島)

据献油力出版社100社 掲載点数約2,500点 福祉関係專門の出版目錄

2000出版目録



A5判/310頁 定価 本体500円(税別)



- ★福祉分野別掲載、書名・著者索引付
- ★福祉関係雑誌一覧、掲載出版社一覧併載

介護保険施行を契機に、社会福祉に対する国 民の関心が高まっており、福祉に関する様々な情 報が必要とされています。

本書は、福祉関係図書を分野別に整理した唯 一の福祉専門図書目録です。

社会福祉関係者をはじめとして、保健、医療、 教育関係者、社会福祉に関心をもたれる多くの 方々にもご活用いただける一冊です。

★『福祉の本』がインターネット・ホームページでもご覧になれます!!

ホームページでは、お調べになりたい本を書名・図書名・ISBNコードなどで検索することができます。また、ご希望の本の注文もお受けできますので、是非ご活用ください。

『福祉の本』出版目録』 ホームページアドレス http://www.fukushinohon.gr.jp

●お申し込みは、書店、都道府県社会福祉協議会、または下記へ

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 注文用FAX.03-3581-4686 TEL.03-3581-9511 注文用E-mail:zenshakyo-s@msc.biglobe.ne.jp

生活と福祉 第530号 昭和31年5月24日第三種郵便物認可 平成12年5月1日発行(毎月1回1日)

